

権利保護基盤の強化に関する専門調査会の当面の検討事項 に関する意見募集の結果について

2003年10月28日

1. 実施期間

2003年年10月9日(木)~10月22日(水)

2. 実施方法

首相官邸ホームページへの掲載によって周知を図り、知的財産高等裁判所の創設及び特許審査迅速化法(仮称)の制定について、電子メール、FAX及び郵送によりコメントを募集しました。

3. 提出されたパブリックコメントの件数

99件(うち個人82件、団体17件)

4. パブリックコメントの結果

知的財産高等裁判所の創設及び特許審査迅速化法(仮称)等について、別添1(団体)及び別添2(個人)のとおりご意見をいただきました。

5. 知的財産高等裁判所の創設に関する意見の概要

知的財産高等裁判所の創設に関する意見の概要は以下のとおりです(特許審査迅速化法(仮称)に対する御意見については後日その概要を紹介させていただきます。)

なお、賛否の件数については、その旨を明らかにしているもののみを計上しました。

(1) 知的財産高等裁判所の創設に関する意見 71件

創設に賛成する意見 62件

(主な意見)

日本は知財の保護をしっかりとやるという強力なメッセージを海外に発信するという、予防司法の意味でもきわめて重要で、今後押し寄せると予想される模倣品の取り締まりについても知財高裁の予防的な効果は絶大。

知財の紛争処理の迅速・適正化が、即知財の強化につながることは米国の経験からも明らかであり、知財を専門に処理する高裁の創設は、知財立国という我が国の将来像にとって必要不可欠。

今後、海外企業との間の訴訟も増えると考えられ、適切かつ統一された法解釈による判決が不可欠。

知財紛争に時間がかかる状況では、ベンチャーにとって特許紛争に巻き込まれること自体が大きな恐怖となる。知財専門の高度な判断を迅速に行える裁判所の創設に大賛成。

知財事件はビジネス事件であり、早い司法判断が大事。ビジネスにおいては結論の出ない状態が一番打撃が大きい。また、判例が早期に確定すれば、同種事件の予測が可能となるので、安心して投資することができ、ビジネス活動が活発化する。

日々新しい技術が開発されている中で知的財産の権利保護は重要な課題であり、真に技術に精通した知的財産高等裁判所の創設が必要。

今後も日本の技術は飛躍的に進歩し、知財訴訟の増加、国際的訴訟の複雑化は明らかである。

知財高裁には、技術判事制度を設置し、技術に詳しい判事を裁判に導入すべき。

日本政府の考え方を世界にアピールし、知財訴訟の特例的な手続きなどの構築を促すために、9番目の新しい高裁として創設すべき。

9番目の高裁としての知財高裁の創設は既定路線。さらに、専門的事実認定ができる体制、知財訴訟に特有の訴訟手続準則、人事・予算の自立的な運営に留意すべき。

知財紛争に関わる専門高裁として、我が国の知財裁判例に関する英文の判例情報の発信、知財法曹の育成教育などの側面での役割を担うことが期待できる。

知財高裁は全国を管轄する独立した高裁であることから、東京のみに止まらない全国各地における迅速かつ適切な紛争解決を希求するユーザーの声に対応することができる。

創設に反対する意見 4件

(主な意見)

地方在住者の裁判を受ける権利を過度に制約し、知財訴訟の東京一極集中を一層固定化する。

米国の CAFC は、知財専門の裁判所ではなく、国際的にも侵害訴訟を含めた知的財産訴訟のみを専門とする独立の裁判所の創設は類例がない。

法曹資格のない技術系裁判官には反対。

人事が閉鎖的になり、法理論も特殊なものとなって、知財の発展をかえって阻害する。

平成15年民事訴訟法改正による東京高裁への専属管轄化、5人合議の導入等により必要な措置は講じられており、知財高裁を新設する必要性はない。

その他の意見 5件

6. ご意見の取扱いについて

いただいたご意見は、専門調査会での今後の検討の参考とさせていただきます。

(別添 1) 権利保護基盤の強化に関する専門調査会の当面の検討事項に関する意見 (団体)

(番号は受付順)

No.	団体名	意見
1	特許事務所	<p>特許審査迅速化法 (仮称) の制定について、私は特許事務所に勤務しており、実際に特許出願業務に従事しております。アメリカ、ヨーロッパに対しても特許出願業務しておりますので、他の国との比較をしたいと思えます。アメリカ、ヨーロッパともご承知のとおり平均 1年で決着するのに対し、日本は 2~3年です。日本の特許庁の職員数は欧米の半分ですので、これが一番の大きい原因であると思えます。次に日本、欧米に係わりなくの審査でも時間がある案件があります。長いものは 5年以上にわたるものがあります。これは技術内容が難しく、審査官の技術レベルでは技術内容を理解できないことに起因しています。審査官の中には優秀な方もおられるのですが、審査官は定期異動で職場が移動します。このため、移動直後は、技術な観点から見ると素人が特許審査を行うというちょっと怖い自体が生じます。これは、素人が外科の手術をするのとおなじように見受けられます。職場が移動すること自体は、企業との癒着等防止するための思量いたしますので、そのこと自体を反対するつもりはありません。</p> <p>以上を整理すると一番の特許が遅れる原因は、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特許出願数に対して、審査官の数が少ない。 これにより審査官の負担が高くなる。 審査官が新しい技術を勉強する時間がなくなる。 手間のかかる審査は、放置したり、後回しにする。といった悪循環に陥っているように見受けられます。さてこのような問題への対象ですが、次のような対処があるのではないのでしょうか？ (1) 出願数を減らす。 - - - これは特許庁が今、やろうとしていることです。特許出願量を高くしたり、特許の審査基準を禁止くして、なかなか特許にならないようにして、出願人から不評をかっています。 (2) 特許庁の審査官の人数を増やす。 - - - - 巷間言われていることです。 (3) 外注業務を増やす。 - - - - これも巷間言われていることです。 (4) 明細書の書式を変更する。 <p>私が提案したいことはこの点です。審査官は、</p> <ul style="list-style-type: none"> (A) 特許請求に書かれている技術思想が実施形態でサポートされているか？ (B) 特許請求の範囲に記載された発明と同一または類似する技術があるか？ (C) 特許請求の範囲や明細書に記載されている文章が、法律的に見て問題がないか？ <p>などの審査を行います。現状の出願明細書では、(A)に関しては出願人側は明細書に説明を記載しなくてよいことになっています。</p> <p>(C)に関しては疑義が生じた場合には、審査官から、拒絶理由通知や面談の形態で質問が出願人に対して来ます。審査官と出願人の間のこのためのやりとりです、数ヶ月はすぐ経過してしまいます。このような状況を踏まえると、当方の提案は、出願明細書の中に、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 請求項に対応する実施形態のサポート箇所を説明する項目欄を設ける。 (2) 特許請求の範囲や明細書で使用する用語の定義を記載する項目欄を設ける。 (3) 審査官からは質問書を発行できるようにする。注 .現在、特許法第 36条の拒絶理由通知書を発行することで、出願人に発明を説明させようとする審査官がおられます。自分が技術内容に詳しくないということを知られたくないためになせる業でしょうが、出願人から見れば、審査官の技術レベルはどの程度がすぐわかります。わからない内容について、すなおに質問されたほうが、こちら気持ちがいいですし、お互いの中で、誤解が生じることが少なくなると思えます。現在は、審査官の言いたいことが理解できない拒絶理由通知書がままあります。特許出願を減らすという考え方に私は賛成できません。日本でも、特許がだんだん重要視され、特許にかかわる侵害等の事件が急激に増加している現在、企業側にとって、出願を減らすことは死活問題となります。特許庁側の問題は少しおいて、企業側から見ると、出願費は安いにこしたことはありません。不景気になったとたん、どの企業も出願をへらしました。逆にアメリカの企業からの出願は増えているはずで、このままいくと、資金力を持つ企業のみしか多数の特許出願を行うことができません。中小企業は、特許出願できるチャンスが激減してしまいます。かかる事態は日本にとって損失なのではないでしょうか？ 以上、意見具申いたします。

2	有限会社 ジャングル ジム	<p>～大賛成～知財改革なくして日本経済の再生はないと感じます。知財高等裁判所の設置、特許審査迅速化法の制定」に賛成いたします。是非とも一刻も早い施行を！</p>
3	知的財産 国家戦略 フォーラム	<p>第9番目の高裁として「知的財産高等裁判所」を創設し、「特許審査迅速化法(仮称)」を速やかに制定すべきである。</p> <p>日本は知識社会への転換が遅れ、新規産業がなかなか育たず、既存産業はアジア諸国に工場を移転しつつある。このため国内産業は空洞化し、失業率も高くなり、日本経済は危機的状況となった。これを打開するため、政府は知的財産の活用を国の方針とし、知的財産立国を目指すことを決定した。しかしながら、現行体制の維持と責務を負いたくない司法、行政、古典派法学者の一部が知財改革阻止を目論み、抵抗勢力として跋扈している。政府はこれらの抵抗に屈することなく、知的財産高等裁判所の設置と特許審査迅速化法の制定をしていただきたい。知財改革なくして、日本経済の再生はない。</p> <p>1. 知的財産高等裁判所の創設</p> <p>知財立国の最後の拠り所は裁判所である。しかしわが国の知財訴訟は、訴訟が遅い、判事は技術がわからない、司法判断はバラバラ、損害賠償額も低い、訴訟制度は複雑であることなど、多くの問題を抱えている。知財事件は、一般民事事件とは異なり、ビジネス事件である。判決が一日遅れれば数十億円の打撃を受けるケースもある。何より早い司法判断が大事である。特許侵害と出れば、侵害を回避したり、ライセンス契約を結ぶなど、様々な対応が可能となる。ビジネスにおいては結論が出ない状態が、一番打撃が大きい。また、判例が早期に確定すれば、同種事件の予測が可能となるので、安心して投資することができ、ビジネス活動が活発化する。日本ではベンチャー企業が知財訴訟に巻き込まれると企業の体力が持たず倒産している。新規産業育成のためには、迅速な判断を可能とする知的財産高等裁判所の創設が必要である。また今後、日本市場に模倣品が大量にやってくると予想されている。これらに対して迅速に対応することが重要である。そして日本は知的財産の保護をしっかりやるという強力なメッセージを海外に発信することが求められている。知財高裁の設置は、この予防司法の意味でもきわめて重要である。予算の関係から反対する者もいると聞け、知財高裁設置の実質的な負担増は、知財高裁の長官の給与1人分である。実験装置1台分にすぎない。欧米ではアメリカ・ドイツに、アジアではタイ、韓国、シンガポールには設置済みである。我が国も来年の通常国会に第9番目の高裁として、知財高裁の創設法案を提出すべきである。</p> <p>2. 特許審査迅速化法(仮称)の制定</p> <p>国をあげて特許審査の迅速化を推進するため、特許審査迅速化法の制定が必要である。技術開発が加速される中、特許庁の審査期間は年々伸びている。日本特許庁は、「ファースト・アクション24月」という言葉で説明しているが、これは特許出願後に審査請求してから、最初の通知が特許庁から来るまでの期間に過ぎず、特許の有効期間の開始時点である出願日から特許権の確定までの期間ではない。出願から特許権が設定されるまでのおおよその期間は、アメリカ3年、ヨーロッパ(EPO)6年、日本9年である。日本の審査期間は突出して遅い。これではビジネスのスピードに間に合わない。特許の審査期間が長いと、権利範囲が明細書のどの部分となるか予想できず、事業環境は極めて不安定となる。特許審査の遅延が新規産業を阻害しているのである。「迅速化」とは、審査官が審査する時間を短くすることではなく、待ち時間を短くすることである。「拙速化」ではない。現在の特許審査は、医療機関の「3時間待ちの3分診療」の例でいえば「9年待ちの1日診療」である。当フォーラムは、特許審査迅速化法(仮称)の制定に当たり、下記の点を要望する。</p> <p>「束ね法」にとどめることなく、本来の「迅速化法」を制定すべき。</p> <p>「迅速化法」には一定期間内に審査結果を出すという特許庁の努力義務を入れる。</p> <p>今年7月に成立した裁判迅速化法は、訴訟の長期化などに対応する司法制度改革の柱のひとつで、司法制度改革推進法を具体化する法律として、国、裁判所、日弁連、訴訟当事者のそれぞれに迅速化に向けた責務を課したものである。これを参考に、「特許審査迅速化法」も、全ての審査・審判を一定期間内に出すなど努力義務を明記することが必要である。特許法、実用新案法、PCC(財団法人工業所有権協力センター・サーチ機関)に関する整備法などの「束ね法」は、単なる手段を示した整備法に過ぎない。特許審査でも、審査の長期化に対応するため、知財基本法の規定を具体化するための迅速化法の制定が必要である。</p>

4	日本知的財産協会	<p>(1)知的財産高等裁判所の創設 企業における知的財産戦略とは、ライバル企業が保有している特許の間隙を縫って自社の特許を確保していくという側面が否めず、その権利の設定や権利侵害を巡っては、必然的に紛争が生じることになります。しかしながら、我が国には技術的素養を具備した裁判官が米国に比べて圧倒的に不足しているため、長期にわたる審理が行われるばかりか、挙げ句の果てには、そうした裁判官を備えて迅速に統一的な判決を下す裁判所が整備されていないことから、類似した訴訟であっても、下級裁判所によってその判決が異なるという事態に陥っております。こうしたことは、一瞬のせめぎ合いを繰り返している企業にとって、経営判断を遅らせることにつながりかねず、その社会的コストは計り知れないものがあります。米国においては、1982年に設置されたCAFC(連邦巡回区控訴裁判所)が判例の統一や迅速な審理の実現といった点で、プロパテント政策の推進に大きな役割を果たしたと評価されております。また、ヨーロッパにおいても、イギリス、ドイツに設置されている特許を専門に扱う特別裁判所に加え、EU統一裁判所を設置することが今年3月に合意されました。アジアにおいても、韓国、タイ、シンガポールではすでに知的財産裁判所が設置されております。わが国においても、上記の問題を早急に解決すべく、迅速な裁判手続とともに判例の早期統一、判決の予見可能性の確保を図るため、知的財産に習熟した裁判官を配置した「知的財産高等裁判所」を創設すべきであります。</p> <p>(2)特許審査迅速化法(仮称)の制定 当協会は、先般、知的財産推進事務局長殿宛てに提出した「知的財産推進計画への意見」書の中で、「知的財産の保護強化」として「特許審査体制の整備」を挙げ、「審査能力の向上・サーチと審査の双方関与が不可欠」「審査官の増員」を提言しました。具体的には、「審査の質を維持しつつ、審査期間の長期化を防ぎ、短縮化に取り組むには、審査能力を高めることが不可欠である。そのためには、サーチについてアウトソーシングに依存することなく、若手審査官にサーチ経験を十分積ませる必要がある。また、審査官の増員も不可欠である。」とコメントしました。また、5月21日開催の知的財産戦略本部会合(第3回)で提出された「推進計画案(骨子)」及び同意見における「特許審査の迅速化」(特許審査迅速化法(仮称))に関し、以下の意見を申し述べておりますが、これらを念頭に置いた上で、特許審査迅速化法(仮称)制定に止まらず、現在産業構造審議会にて検討が進められている具体的措置に関しても早急に法律改正等を進めるべきであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.特許庁においては、世界最高レベルの「迅速かつ的確な審査」を目指し、更なる審査の効率化を図って欲しい。 2.出願人としては、審査迅速化のために、適正な審査請求行動を促進する。 3.出願人のニーズに応じた審査時期を担保すること。一律に迅速化するのではなく、早く審査するものと、そうでないものとを分けて審査すべきである。 4.審査滞貨一掃のための実用新案制度の見直し等、拙速な対策は慎むべきである。 5.ユーザフレンドリな審査運用を行い、審査滞貨を軽減すべきである。
---	----------	---

5	日本知的 財産仲裁 センター	<p>知的財産は今後益々重視されることが確実であり、これに伴い知的財産紛争は、着実に増加するものと考えられる。この種の紛争解決につき、司法的解決及び一般的な民事調停とは別に、知的財産問題に特化した紛争解決手段、および民によって担われる紛争解決機関に対する十分な手当てを推進することが重要であると思われる。この種の紛争解決のためには多様な手段が用意されることが望ましく、かつその中でも特に知的財産に特化された民間ADR機関が特に重要だからである。すなわち、紛争解決には、裁判所とともに裁判所外紛争解決(ADR)が重要性を深めることには疑いがない。ADR、殊に民間ADRは、以下の点において、厳格な司法は元より、裁判所で行われる調停に数等勝っている紛争解決手段であるといえるのである。</p> <p>1.非公開性 公開を原則とする裁判については、現在非公開化が議論されているが、裁判は元来公開であることが憲法上要請されているのであるから、いずれにしろ完全に非公開にすることは不可能であろう。これに対して、民間ADRは元来非公開主義であり、どのような程度にも非公開とすることに支障はない。知的財産紛争については、その存在自体を非公開にする要請すら存在する。このような要請に応じ得るのは民間ADR以外にはありえない。</p> <p>2.手続の柔軟性 裁判は、その性質上、厳格な手続に則って運営されることが要請されるものであり、当事者の希望に基づいて如何ような形においてでも審理を進めることができる訳ではない。とくに、近時は裁判の迅速性の要請に応えるべく、計画審理の名の下に余りの迅速さが要求され、当事者にとってはそれが硬直していると受けとられる感すらある。これに対し、民間ADRは、迅速性が要求される事案ではそれを追求することが可能であるが、当事者が要求しない迅速性を追求しなければならぬ必要性は全くない。事件の性質や当事者双方の希望に応じて審理を進めることに何の障害もないのである。殊に、紛争解決手段の2つの柱である仲裁と調停の中で、とくに調停は柔軟性において優れた特徴を有する。</p> <p>3.国際性 国際裁判籍については、裁判所における手続は法による拘束を免れ難い。この点は民間ADRにおいて全く障害とならない。現に、当センターには既に国際的紛争の調停事件が係属していて、解決に向かって着々と進行中である。 このように、知財紛争における民間ADRは、他の分野におけるADRに比較すると格段にその重要性が大であることは明らかである。</p> <p>しかし、他方、民間ADRは、原則としてその運営のための物的人的全設備、すなわち、事務局の人員およびその施設(部屋およびOA機器をはじめとする備品類)は無論のこと、運営費用の全てにわたり、関係機関および関係者の財政的、人的負担に依存している。当センターもまた例外ではない。その収入は当センター利用者の支払う手数料のみである。そして、その手数料は、その全設備を国家予算をもってまかなわれる裁判所ADRすなわち調停の手数料(それは主として政策的観点からのみ定められる)と、事実上競争関係に立たざるをえない。こうしてみると、当センターを含む民間ADRは、財政的に極めて困難な立場にあることは明らかである。この存立基盤の脆弱さをそのまま放置して、知財立国の掛け声だけを掛け続けても、ADR機関自体の存立が危うくなる可能性は否定できない。知財立国のために、民間の知財ADRが極めて重要な役割を担っていることは上記のとおりであり、この点は知的財産推進計画も明言するところである。如上の観点から、知的財産に関する民間ADR機関に対する財政的な支援策が検討されるべきである。</p>
---	----------------------	--

6	(社)電子情報技術産業協会	<p>(1)知的財産高等裁判所の創設 知的財産訴訟の管轄を東京高裁に集中し、同時に知的財産訴訟に関する大法廷を設置する方針が最高裁より表明されており、実質的に知的財産高等裁判所と同様の効果が期待される。これに関連して、新たに知的財産高等裁判所を設置することの効果の差、得失を慎重に検討する必要がある。また、知的財産高等裁判所が、どの範囲の知的財産を管轄するのか不明である。特許や商標などの出願・登録手続きを要する案件と著作権のように登録等を要さない案件、さらには不正競争防止法などの案件とではその態様が大きく異なっており、どのような案件を管轄とするかによって知的財産高等裁判所の新設の目的自体が異なる可能性がある。これらの具体的な論点について当専門調査会において今後充分に検討されることを要望する。</p> <p>(2)特許審査迅速化法(仮称)の制定 特許審査の迅速化については、知的財産基本法第14条において権利付与の迅速化の規定があり、国が必要な施策を講じること等が定められおり、既に具体的措置を講じる段階であると思われる。現在、産業構造審議会においては、知財推進計画を受け、特許審査の迅速化に向けて、既に先行技術調査制度の見直しなどの具体的な制度改正の内容について検討が行なわれていることから、これを踏まえた特許法の改正を行うことが必要であると考えます。</p>
7	中嶋経営科学研究所	<p>賛成です。ぜひ推進していただきたいと望みます。 <賛成理由> 知的財産高等裁判所の創設は、知的財産の専門性を考えれば欧米でもすでに設置されており、アジアでは、韓国、シンガポール、タイでもすでに設置されています。中国が現在設置を検討している中、日本は知的財産権でも遅れをとるところか、大きく後退しようとしています。また、「特許審査の迅速化法の制定」も、特許審査にかかる審査期間が、米国3年、欧州6年、日本9年で、日本の審査待ちの特許が50万件もあれば、この「特許審査の迅速化法」の必要性は緊急であると思います。さらに、特許を出すなどと言わんばかりに、特許審査請求料が、99,500円から199,000円に値上げされることも特許出願を大いに後退させると考えます。アジアに比較して、社会人教育の大きな遅れを取った日本が、少なくとも制度的には遅れのないようにして頂きたいと考えます。米国を超え、約1500万人の大学生、国内・海外約100万人の大学院生の教育を可能にした世界最大の知性教育国家である中国の台頭に、少なくとも制度でも遅れをとるようでは困ります。</p>
8	社団法人日本経済団体連合会	<p>知的財産高等裁判所を設置すべきである。 知的財産訴訟については、大綱に沿って、民事訴訟法の改正による東京高裁の専属管轄化と5人の合議制の導入に向けた取り組みが行われているが、これをさらに進め、わが国においても、知的財産高等裁判所を設置すべきである。</p>

9	大阪弁護士会	<p>1 意見の趣旨 知的財産高等裁判所(以下、「知的高裁」という)の設立は、産業政策上何らのメリットもないのみならず、地方における知的財産分野の司法アクセスを阻害し、ひいては地方における知的財産保護のインフラを破壊するものであるから、これに強く反対する。</p> <p>2 意見の理由</p> <p>(1) 知財高裁の弊害</p> <p>知財高裁の具体的内容は必ずしも定かでないが、特許権等に関する訴え(特許権、実用新案権、回路配置利用権またはプログラムの著作物についての著作権者の権利に関する訴え)について、控訴審のレベルのみ通常裁判所から職分管轄を分離し、かかる訴えについての控訴事件を専門的に取り扱う特別裁判所となると考えられる。世界に目を向けるとき、このような意味での知的財産権に関する特別裁判所が設置された例は未だなく、米国においてはその導入が検討されたものの弊害の大きさから実行は見合わされている。米国のCAFCは知財高裁の例として引き合いに出されることがあるが、これは特許法の特別裁判所ではなく、実際特許事件は全体の3割に過ぎないとわれている。我が国においても、知財高裁の導入は、以下に述べるとおり、地方における司法アクセスないし裁判を受ける権利の保障という観点から深刻な弊害を伴い、かつ、国民の明示的意思に反するものである。第一に、知財高裁は、通常の高裁判所から知的財産訴訟についての職分管轄を奪うものであるところ、これは知財訴訟の東京一極集中を一層固定化するものであるから、知的財産に関し、事実上地方における司法アクセスを恒久的に失わせ、中央以外における知財保護のインフラの壊滅を招く。要するに、知財高裁の設立は、地方における知財保護の明確な切捨てを意味するものであって、その行き着くところは、わが国における研究活動の裾野の狭小化であり、産業競争力の低下である。これは、極めて極端なアンチパテント政策といわざるを得ない。第二に、特許権等の専属管轄を導入した民事訴訟法の改正案を採択した平成15年7月8日の参議院法務委員会において、特許権等に関する訴えの専属管轄化については、専属管轄化に伴い地方在住者の裁判を受ける権利が不当に害されることがないように十分配慮するとともに、今後知的財産訴訟への体制強化等の状況を踏まえ、必要な場合には見直しを行うこと」との付帯決議がなされた。これは、上述の危惧に基づく決議であり、ここにいう「見直し」は、全国の通常裁判所に潜在的な管轄権があるからこそ可能になるものである。</p> <p>しかし、知財高裁設立により通常裁判所の知財事件に対する管轄権が奪われると、この見直しはもはや不可能になる。すなわち、今知財高裁の設置を進めるのは、わずか2ヶ月前になされた参議院における決議に正面から反するものであり、国民の代表による国会審議の結果を踏みにじるものである。したがって、知財高裁の導入は、国民の明示的意思に反するものである。</p> <p>(2) 知財高裁導入のメリットの不存在</p> <p>知財高裁を導入するメリットについて、かつては、知的財産事件の集中による専門化や判例の統一が唱えられていた。しかし、司法制度改革推進本部第10回知的財産訴訟検討会議事録によれば、知財高裁導入によってこういったメリットがもたらされることがないことはすでに明確にされ、知財高裁導入論者からも、もはやこれらのメリットがないことが認められるに至っている。すなわち、知的財産事件における専門知識は地方裁判所における事実認定作業において重要な意味を持つため、控訴審レベルにおいて専門家を集中させてもさしたる意味はない。また、本来判例の統一は基本的には最高裁判所の職責であり、知財高裁が設立されても、その判断が終審として下級審に対して法的拘束力を持つわけではない。さらに高裁レベルでの判例について事実上の統一をはかりたいとの趣旨でこのような主張がされているのであれば、平成15年民事訴訟法改正によって知財事件の控訴審が東京高裁の専属管轄とされたことにより必要な措置が講じられている。そのため、もはや、上記のよう知財高裁を新たに設立する必要はないのである。その結果、現時点において、知財高裁の唯一の効用と考えられているのは、看板の架け替えによるアナウンスメント効果のみとなっている。すなわち、我が国が知財立国であることを内外にアピールするために知財高裁の設立を謳つたものであって、内実は東京高等裁判所の看板の架け替えに過ぎないというのである。しかし、まず、知財高裁の設置は、明らかに看板の架け替えを超える問題である。前述のとおり、特別裁判所の設置は職分管轄の変更であり、その効果は地方における知的財産保護のインフラの破壊である。とすれば、知財高裁の設置によって内外にアナウンスされるのは、地方における知財保護の切り捨てであって、我が国が知財立国に逆行する制度を導入したという事実である。</p>
---	--------	---

		<p>アメリカにおいて知財高裁の導入が検討されながらその弊害の大きさから見合わされた例に取るまでもなく、諸外国が知的財産訴訟の特別高等裁判所を設置することの実質的な影響を考慮し、その導入について慎重であるにもかかわらず、我が国が性急にこれを導入するとすれば、諸外国に対し、我が国が未だ司法国家として未成熟であり、無知であることを露呈することとなるに過ぎない。</p> <p>③ 結論 以上検討したところによれば、知財高裁の設置はわが国の知財保護を強化する上でなんら積極的意味はなく、むしろ弊害ばかりが大きいといわざるを得ない。アナウンスメント効果論も、世界の司法のレベルを知らないあまりに幼稚な立論である。したがって、当会は、知財高裁を導入することに強く反対するとともに、今は、着実かつ内実の伴った政策形成及び地道な実務家の努力による、真の意味での知財立国を内外にアナウンスする方策を模索することが必要であると考えているところである。</p>
10	日本知的財産協会 バイオテクノロジー委員会	<p>先に「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画(案)」について、意見を申し上げましたように「特許審査迅速化法(仮称)」を制定され世界最高レベルの迅速・的確な審査の実現を目指されることは、当委員会の取り扱うバイオテクノロジー技術分野にとって良報であり、是非ともその目的に向かって前向きな政策議論を進めて戴きたいと考えます。併せまして、産業構造審議会にて検討が進められている具体的な施策につきましても推進して戴き、早期に問題解決が図られますことを切望しております。特に、ライフサイエンス分野の一翼を担います医薬品分野では、容易にライセンスを与えるという土壌がなく、不適切な特許が成立した場合の弊害は非常に大きいものとなります。この点をご検察の上、的確な審査という点につきましても十分にご配慮戴き、適切な審査が出来る審査官・審判官の早期大幅増員と育成をお願いする次第です。</p>
11	日本知財学会	<p>本学会においては、すでに本年5月20日付で「知財関連裁判における技術判事および専門委員制度について」とする提言を行っているのに加えて、本会制度戦略構想分科会においても、本年6月17日付けで「知的財産高等裁判所の設立は知財立国に不可欠」との意見表明を行っており、技術系の知見を導入した知的財産高等裁判所の設立について強くこれを推進することを求めています。したがって政府において7月8日に示された「知的財産の創造・保護・活用に関する推進計画」において述べられている知的財産高等裁判所の創設については、遅滞することなく速やかにこの実現が図られるよう強く希望するものであります。</p>
12	日本知財学会 制度戦略分科会	<p>「知的財産高等裁判所の創設」及び「特許審査迅速化法(仮称)の制定」に全面的に賛成する。日本の社会には、数多くの規制や許認可が既得権として張り巡らされ、古びた司法・行政組織がこれを死守するため抵抗勢力と化して、日本経済の再生を阻害している。特に知財訴訟と特許審査の問題が、新規産業に実質的な参入規制を構成している。本来、知財司法とは知的財産権者の最後の拠り所であることを期待されているが、裁判官は技術に弱く訴訟に時間がかかり、訴訟手続きは侵害者に有利・権利者に不利と問題が山積している。他方、特許庁による特許権設定の遅延は、数万件の出願を抱える大企業の出願中(権利範囲未確定)を容認する結果となり、ベンチャー企業の参入を実質的に不可能としている。このような遅い司法判断や先進国に比して遅い特許権設定の社会では、自由な産業の進出・退下が制限される。消費者のニーズが変化し、新たな領域でより高度で多様な物やサービスの需要が発生した時にも、これらに機敏に応えることができるベンチャー企業が誕生することができない。日本に新規産業が芽生えず、日本の産業構造転換を大きく遅らせている原因の一つが、知財司法と特許行政の問題である。</p>

知的財産高等裁判所の設置についての要望

知財司法も、司法改革が必要なことは明らかである。時代に合わない司法サービスでは、日本経済の再生はおぼつかない。政府は、2002年の小泉首相の施政方針演説に始まり、知財改革を断行している。国民は知財高裁の設置を心から望んでおり、その機能に大いに期待している。司法、法曹界はこの期待を裏切ることなく、知財高裁の設置に前向きな努力を示されたい。日本の歴史において、知財司法に対する国民の期待がこれほど大きい時代はなかったことを再認識されたい。司法制度は国民のために設計されるべきである。知財高裁の設置に合わせ、以下の点を要望する。

1. 技術専門家を、法律専門裁判官と同等の裁判官として加える。

裁判合議体に技術判事を加え、知財訴訟を迅速に、裁判官は技術が分かっていると信頼感のある裁判体制の構築が必要である。最高裁は、「技術裁判官」ではなく「専門員制度」を導入して問題の本質を覆い隠そうとしているが、専門員制度では裁判合議体に技術判事がいない状態で心証形成・判断することとなる。これは裁判制度の根幹に関わる大問題である。技術者が心証形成に関与しない合議体の判決は信頼性に乏しい。是非、裁判制度の基本に立ち返り、真に判断する者を合議体に入れるべきである。技術裁判官を登用せず、専門員制度を導入する理由として、技術の超細分化された専門性が必要と主張していると聞くと、これは特許庁の審査・審判官、現行の裁判所調査官など、大きな区分の技術専門性では不十分ということであろうか。知財関係者は、知財訴訟に必要なのは技術の一番細かい分野の同一性ではなく、現行の電気、機械、化学など大枠の技術分野であれば十分という認識である。反対に技術の専門性を細かくすればするほど、研究上の利害関係や知人関係が生じ、専門員の職を受けることが難しいと研究者たちは指摘している。この点をとっても、司法当局の技術に対する認識の狂いは明らかである。また、知財訴訟は会社の経営をかけた数十億円以上の訴訟も多いので、さまざまな圧力がかかるであろう。法律の裁判官と同様、技術裁判官として身分保障し、裁判官の独立を担保する制度が必要なことは当然である。最高裁判事の任用要件に司法試験の合格はない。日本の裁判制度とは、そもそも司法試験を通らない者も裁判官として任用される制度であると強調しておく。司法試験の通過者に拘泥するのは、法曹界の単なる参入規制に過ぎない。

裁判所は技術に関する説明を口頭弁論の場で行うことはほとんど認めず、準備書面などの書面提出を要求する。このため訴訟が長期化し、弁護士費用も嵩む。

他方商標などの技術色のない訴訟では、口頭弁論における主張を認めている。

これは法律裁判官が技術を理解できないという証拠である。日本の特許裁判は、「弁論主義」ではなく「書面主義」である。これは技術の分からない法律系の裁判官と弁護士を擁護するための処置であり、訴訟当事者の国民にとっての大きな迷惑、社会悪である。法曹界は既得権を死守するために技術裁判官の任用に反対しているといえる。米国はCAFC（連邦控訴裁判所）を設立して、知財強化を実現した。CAFCとは、技術判事を含めた12名の判事で、全米中の特許事件を扱う特許の高等裁判所である。科学技術創造立国を標榜する日本である。日本の裁判制度に、技術裁判官は必要である。

2. 知的財産高裁を日本で9番目の新しい高等裁判所として創設する。

知識経済社会における日本政府の考え方を世界に強力にアピールするのに、これ以上の組織の設置はない。日本にとって、模倣品対策、水際措置、新しい技術の特許保護問題などを迅速に判断することが重要である。そして、裁判所の判決を世界に公表することにより、知的財産の国際世論の形成を担う大きな機能を果たすことができる。日本の世界貢献の一つである。また、今後押し寄せると予想される模倣品の取締りについても、知財高裁の予防的な効果は絶大であろう。知財高裁設置の費用を問題と指摘する声もあると聞くと、高裁長官一人分の給与で模倣品が日本を避けるとすれば、わずか新聞広告1回分の予算である。費用対効果を計算するまでもない。アメリカ、ドイツ、タイ、韓国、シンガポールには既に設置済みで、知財高裁の設置は今やグローバルスタンダードである。また知財訴訟には、知財の技術的専門性、侵害者が有利な状況に鑑み、裁判期間の上限、証拠の開示方法などのさまざまな特例的な手続きが必要である。既存裁判所と横並びという暗黙の制限を受けず、新たな訴訟手続きなどの構築を促がすには、既存裁判所との分離が必要である。

特許審査迅速化法 (仮称) の制定

特許審査の遅延は、日本の国益を大きく損ねている。審査遅延を利用して、大企業はベンチャー企業の参入を妨害している。特許権の設定時期が遅れると、権利を使いたい出願人はもちろん、出願人以外の者にとっては周辺技術での起業を妨げる参入障壁を構成している。これは特許権確定まで、明細書に記載されている全ての範囲で特許権成立の可能性があるためだ。したがって特許審査の遅延は全国民に対する不利益行為である。特許法の目的は産業の発展への寄与である。制度の趣旨に立ち返り、膨大な滞貨に負けることなく、特許審査を迅速に進めてほしい。特許庁を国全体で支援するため、特許審査迅速化法の制定が必要である。特許審査迅速化法の制定に合わせ、以下の点を要望する。

1. 「一定期間内に審査をする」という努力義務規定を設ける。

本年7月に可決成立した「裁判迅速化法」は司法制度改革の柱のひとつであり、国、裁判所、日弁連、訴訟当事者に迅速化への責務を課したものである。第一審の裁判を2年以内とする努力義務規定が定められた。特許審査迅速化法も同様に、審査・審判を一定期間内に出すなど努力義務を明記することが必要である。審査期間の目標なくして、増員要求はありえない。特許庁の審査期間は年々長期化している。出願から特許権が設定されるまでのおおよその期間は、米国3年、欧州(EPO)6年、日本9年であり、日本の審査期間は米国の3倍もかかる。これではビジネスでの国際競争に間に合わない。世界では、米国の特許がグローバルスタンダードとなりつつある。これは日本国民にとって大きなデメリットである。当方の主張する「迅速化」とは「鈍速化」ではない。審査官が審査する時間を短くすることではなく、待ち時間を短くすることである。

2. 複数の法律改正の「束ね法」を「迅速化法」として誤魔化さない。

特許法、実用新案法、PCCに関する「束ね法」は、単なる法改正の集合体に過ぎない。今、国をあげて知財改革を行っている最中である。特許審査を早くするための特許庁の責務を規定した法律こそ「迅速化法」である。特許審査の長期化に歯止めをかけるには、国をあげて特許庁を支援する「迅速化法」の制定が必要である。特許庁は、特許庁や外郭団体のためではなく、国民のための特許審査迅速化法を思考すべきである。「束ね法」で誤魔化してはいけない。政府が一丸となって知財改革を進める中、国民は「特許庁が国民を欺かない誠実な官庁であるかどうか」、固唾を吞んで注目している。

もし特許庁が「束ね法こそが迅速化法である」と強弁し、政府の意思に離れて勝手な施策に取り組むようなら、国民は特許庁を特権庁であり、行政庁とは思わないであろう。

3. 特許庁及び関係外郭団体が第三者機関から行政評価を受けなければならない規定を設ける。

特許審査の合理性を担保するためには、外部機関から客観的な評価を受けることを迅速化法に規定することが必要である。現行の行政内容を調査・公表し、改善後の内容も公表するスキームを制定しよう。特許庁は、5年間にわたり、毎年、任期付き審査官を100人必要と主張しているが、審査官の評価・査定などの情報を公開して説明責任を果たすべきである。特許庁はもちろん、膨大な血税が投入されている外郭団体(サーチ機関・財団法人工業所有権協力センター(PCC))にも説明責任を負わせる規定が必要である。

13	日本 弁理士会	別記
14	(財)バイオ インダス トリー協会	<p>1.知的財産高等裁判所の創設 知的財産高等裁判所の創設設置は歓迎される。司法制度改革として、第一審の東京及び大阪地裁への管轄の集約及び控訴審の東京高裁への集約が決定されたことは喜ばしいものの、海外に比しても、まだ知的財産訴訟に対する制度は十分とは言えない。高い専門性を必要とし、更に秘匿性の高い事項についてが争点となることなどの複雑性、特殊性から一般の裁判と分けて、専門性を高めることは必須と考える。従って、東京高等裁判所の一極集中化であっても、あくまでも経過とし、長期的には人材・制度を高めて、知的財産高等裁判所の設置を要望する。</p> <p>1)人材 技術判事(仮称)の育成 技術と司法の両面から高度な判断ができる裁判官を早急に且つ計画的に育成すべきである。大学の知的財産学部あるいは法科大学院に一定割合の技術系定員を設け、司法試験についても技術系について十分に配慮すべきである。 裁判所における 裁判所調査官(裁判所法第57条に定める)権限の拡充 バイオ技術は最先端分野でありその進展はめざましい。1つの特許の価値は他の産業とは比するべくもなく高い。従って高度な技術と知的財産の知識と兼ね備えた人材が要求されるにもかかわらず、十分とは言えない現在、57条の枠を越えて新たな制度を作り、裁判の判断の補助をさせるべきである。また、その制度は現在ある調査官を拡充する形が最も合理的に経過措置として行えるものとする。</p> <p>上記人材の権限 有効・無効(特許性)の判断に関して、可能な限り裁判官と対等な立場で関与できるシステムとする。従って、すべての審議に参加し、質問を寄せられることとする。また、有効・無効に係る判決理由分に関しては上記人材によって記載されるべきである。訴訟における公平性を確保するため、専門委員は特許審判制度と同様に複数人とし、前職を引きずらないよう転籍し、また、専門委員の除籍・忌避が可能なシステムとすべきである</p> <p>上記人材の選定 特許制度とバイオ技術の双方に高度な専門性・知識を備えたものであるべきであり、また、中立的な身分のものであることが必要である。 具体的例示： 特許庁(特に審判部)からの派遣者 バイオ技術分野の特許審判・訴訟に経験の深い弁理士 バイオ系企業での特許担当業務経験の豊かな者</p> <p>2)制度 知的財産高等裁判所は5人の大陪審による合議制とすべきである。 専門訴訟における営業機密について 侵害訴訟の対象となる営業機密の開示は必要である。 ただし、営業機密の心理に関わる部分の裁判 証拠調べを非公開とし、さらに、営業機密が守られるように審理関係者からの漏洩防止対策(罰則、賠償)が必要である。</p> <p>計画審理 計画審理は裁判所主導で行い、変更は弾力的に運用すべきである。バイオ分野における技術的特異性の観点から、例えば証拠提出に長時間を要する等の技術的問題があり、これによって、被告側が不利となる恐れがある。計画審理の枠の強制が強すぎると、鑑定実験が実質的に実施できない恐れが生じる。 審理計画変更の協議 当事者双方の合意ではなく、双方の意見に基づき裁判所が決定すべきである。</p> <p>2.特許審査迅速化法(仮称)について 特許審査迅速化法の制定により、審査官(臨時を含め)を増員し、少なくとも現在の審査レベルを維持しながら滞貨を消化させていくためのものであるのならば歓迎されるべき事である。日々発展のある先端技術であるバイオテクノロジー分野では、世界競争力の観点からも早期の権利化が望まれる。更に現在のようにベンチャー育成が政策となり、数多くの芽が育ちつつある現状では、資金回収の為には重要なことである。しかし当該分野では1つの特許が重大な価値を持つことから、高度な技術知識を持った審査官により、一貫した判断がなされること(正確性・統一性)が最も重要である。このような要望を踏まえた上で、審査迅速化法(仮称)を「推進計画」に記載されている目的で採用されることは使用者の観点からは歓迎される。</p>

15	株式会社 パトリス	<p>世界最高レベルの迅速・的確な審査」の実現を目指す「特許審査迅速化法」の制定については、当社も賛成いたします。その実現のために、以下の点について申し入れいたします。</p> <p>審査迅速化法には、「審査官の確保」、「任期付審査官の配置」等の他、先行技術調査の外部発注等による審査体制の整備強化」のために、既存の機関だけでは不十分であり、民間部門の新規参入が必要となる。</p> <p>・指定調査機関への新規参入」に関する法整備が行われていると思われるが、民間に対しても開放するための法整備を行い、広く民間からも参入を求めるべきである。その際、これまでの独占体制からの修正を行うため、少なくとも当初は必要な初期研修案を用意するなど、参入が容易となる措置を講ずること。</p>
16	日本弁護士連合会	別記
17	横断型基幹科学技術研究団体連合知財問題委員会	<p>1. 知的財産高等裁判所（知財高裁）の創設について。</p> <p>われわれは、この構想の実現を強く支持したいと思えます。</p> <p>世界第2の経済大国であり、科学技術創造立国を標榜するわが国が、知財裁判所の設立に関して米国はもとより、アジア諸国（タイ、韓国、オーストラリア）の後塵を拝しているということは、わが国の産業発展に力を尽くしてきた技術者として、まことに残念なことといわなくてはなりません。</p> <p>法律は本来、人間と人間、そして人間と社会との関わり合いを扱うための体系であり、人間と自然、そして人間と技術に関わる問題は、主としてその専門家たち、すなわち科学者と技術者が関わってきたものです。もちろん、技術紛争には人間的要因が関与することがないわけではありません。したがって法律は知識が必要なことはもちろんですが、技術の新規性、進歩性、さらには権利侵害の有無を判定する上では、技術者の意見が重視されるべきではないでしょうか。</p> <p>法律家の中には、これらの判断も法律家が行うべきだという主張もあるとのことですが、これはたとえていえば、パイロット資格を持たない人が、副操縦士のアドバイスのもとにジャンボ機の操縦を行うにも等しい行為といわなくてはなりません。</p> <p>技術紛争においては、技術の侵害に関わる判断は、技術者や企業に対する死刑宣告につながる場合すらあります。このように重大な問題に対して、技術的知識なしに判断を下すことは、技術者として到底容認できるものではありません。</p> <p>また法曹界には、技術者のアドバイスの下に裁判を行う「専門委員制度」を導入すれば十分だという意見もありますが、専門家がいかに適切なアドバイスを行っても、技術に関する基礎的な知識を欠いた人に対しては、ほとんど効果を持ち得ないということは、いくつかの事例で明らかになっています。専門委員制度は、技術に関する素養をもつ「技術判事」の存在を前提しなくては、うまく機能するはずはありません。</p>

このようなことを踏まえて、米国の特許裁判所 (CAFC) の判事は、法律関係者だけでなく、博士号をもつエンジニアや、技術に精通した特許弁護士など、幅広い分野から選任されており、適正な紛争処理の実現に効果をあげているといわれています。

こう考えると、技術的案件的判断が、これまで法律家だけに任されてきたこと自体が異常なこととであり、このような制度上の欠陥を放置してきた国の怠慢は、厳しく批判されるべきであります。

しかしその一方で、われわれ技術者が技術そのものだけに気をとられ、技術をとりまく社会システムに関心をもたなかったことにも一半の責任があります。

これから先の知財制度は、法律の専門家と技術の専門家が互いの長所を生かし、短所を補うことによって、科学技術創造立国を支援してゆくべきではないでしょうか。

以上、われわれは「知財高裁」の早期設立と、その判事の少なくとも半数以上を技術に関する素養をもった「技術判事」とする制度の実現を強く希望いたします。

2. 特許審査迅速化法の制定について。

この件についても全面的に支持したいと思います。

インターネットの普及をはじめとする情報システムの進歩によって、ここ10年の間に技術進歩は、従来に比べて数倍加速されたものとみられています。実際、インターネットによるデータ蒐集と先端的ソフトウェアの使用によって、従来6ヶ月以上の時間が必要とされていた研究プロジェクトが、1ヶ月で終了した事例も報告されています。

しかしこれだけの技術進歩にも拘わらず、依然として人類の将来には、エネルギー、資源、食料、環境問題などの大問題が横たわっています。人類が暗いトンネルを抜け出すためには、これまで以上に技術開発を迅速化することが求められているのです。

ところが技術開発がスピードアップしている一方で、わが国では特許審査に平均で9年の歳月を要しているといえます。これが技術発展にとって大きな阻害要因となることは明らかです。

せめてEUの6年、望むらくは米国の3年に近づけるべく対策を講じなければ、わが国の特許制度は機能不全に陥る可能性が高いのではないのでしょうか。(技術の現場から言えば、3年でも遅すぎるくらいです)

平成15年10月22日

内閣官房知的財産戦略推進事務局御中

日本弁理士会

「権利保護基盤の強化に関する専門調査会の当面の検討事項」
に関する意見の提出

意見募集手続が行われている標記の件につき、当会の意見を提出させていただきますので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

1. 知的財産高等裁判所の創設

知的財産高等裁判所の早期設立を是非とも推進すべきである。その理由は以下のとおり。

- (1) 知的財産高等裁判所という専門の裁判所を設置することにより、内外に向けてわが国の知的財産重視の姿勢をアピールすることができる。とりわけ、知的財産権の権利保護の強化に着手し、知財立国推進施策を象徴する具体的施策の大きな柱として、重要な意味を持つものである。

世界の多くの国々において、知的財産権の保護強化に向けて、訴訟制度に関わる改革が既に進められている。その管轄権限や訴訟手続などに違いはあるものの、特許裁判所の名称を冠し、或いは、その名称を付さない場合であってもC A F Cのように実質的に知財裁判所として広く注目を集める裁判組織が既に設置されている。このような世界的な流れから見ても、我が国に知的財産高等裁判所を創設することは、国内的にも国際的にも大きなメッセージ効果が期待でき、欠かせないことである。

なお、わが国において、裁判所の既存の組織や運営方法といった理由から改革が困難であるとして、種々の反論があることは承知している。それらの点に関しては、後日の強化を図ることに期待し、まずは、現状で可能な範囲の組織として、知的財産高等裁判所を創設すればよいと考える。

- (2) 知的財産高等裁判所は、今後の知的財産権の保護強化へ向けた改革の第一歩として、裁判所の組織運営の現状をできる限り尊重することを前提として、高裁レベルでの知財紛争に関する全国区の専門裁判所を設立しようとするものである。これは、知財紛争事件に関する指針を明確に国民に示し、紛争解

決の迅速化、適正化、ならびに予見可能性を高め、知財立国の早期実現を図るうえで大きな意義を有することである。

知的財産高等裁判所の創設に当っては、残念ながら種々の状況から、最小限の改革に止めざるを得ないものとはなっているものの、それでも全国を一つの管轄区域とした知財専門の独自の裁判組織として、ユーザーの需要に応えるいくつかの改革が可能となる。

(2-1-1) 知的財産高等裁判所は、全国を管轄区域とする独立した高等裁判所であることから、東京のみに止まらない全国各地における迅速かつ的確な紛争解決を希求するユーザーの声に対応することができる。

例えば、巡回式の開廷方法の実施が期待できる。知財紛争は、数からするとこれまで圧倒的に東京、大阪に多い。しかし、新しい情報関連を中心とするベンチャー企業の中には地方に開発拠点を有するものも少なくない。これら中小ベンチャー企業の中心的施設や担当者が所在する地方において、控訴審レベルにおける知財紛争解決手続を現地において実施することができるシステムの実現は、彼等にとっての大きな支援となるであろう。現に特許庁では、当事者系審判の両当事者が同じ地域に存在する場合に、地方における口頭審理を実施しており、好評を博しているという事実がこれを示している。

知的財産高等裁判所独自の審理方式として、巡回裁判方式を行うことは、知財保護実現の場所を東京のみに集中させずに、しかも首都圏や大阪等の大都市に多く集中している知的財産保護に必要な専門知識や情報を有する専門家の関与を得た裁判が、地方でも受けられるというメリットを産む。

(2-1-2) 本来は、特許権等対世的効力を有する知的財産権の得喪に関する特許庁の処分 of 適否を判断する裁判所は、地域的な拘束のない裁判所が判断すべき性質のものである。これは、韓国やドイツの特許裁判所の例を見れば容易に理解できることである。

特許庁の無効審判においては、当事者の便宜を図るために、九州や大阪等における巡回審理が実施されている。現在の東京高等裁判所の知的財産専門部を知的財産高等裁判所に改組することによって、現在行われている審決等取消訴訟を遠隔地に在住する当事者の便宜を図るために、巡回審理を行うことが出来、しかも、巡回審理のためには各地の裁判所の施設を利用すればよく、経済的なメリットが生じる。このことは、当事者だけでなく、代理人にとっても好都合であり、東京への一極集中を避ける意味でも意義のあることである。

管轄に地域的制限の無い知的財産高等裁判所であれば、審決等取消訴訟を審理する裁判官、調査官、専門委員の採用、配置に関しても、柔軟で独自の施策が可能となる。

(2-2) 知的財産高等裁判所の創設により、実務の需要に応じた迅速な判例統一機能が期待できる。判例統一は最高裁によるべきであり、知財高裁のこの点に関する機能は疑問とする意見も見られる。しかしながら、最高裁への上告は、民事訴訟法312条3項、318条に明らかなとおり上告受理の申立て制度により抑制されている。このため、実務上、実際に求められる判断若しくは基準に関わる裁判所の統一的判断が、常に、また迅速に得られるかについては少なからざる疑問があり、実質的には狭き門となっている。この点で、高裁レベルにおける事実上の統一的な判断が得られる機会が拡大されることは、実務上は問題への対応がより早い時期に可能になるのであり、そのメリットは大きい。この点に関しては、むしろ当初の構想に掲げられていた en banc 式の大法廷を導入することで更にその効果を大きくすることが期待できる。

また、知的財産の実務において実際に求められている統一的判断は、必ずしも厳密な意味での最高裁による法解釈判断の統一を待つまでもないケースが多い。例えば、単純な権利抵触の判断は、法的要素を含むものの、多くは事実上の基準定立で足りることも多い。このような問題に関して、専門的な技術判断力を備えた知的財産高等裁判所における大法廷判断は、実務上の基準を定立し予見可能性を高める機能を有し、実際のユーザーの目から見れば大きな意味を有している。この点でも全国区の高裁レベルにおいて統一的な判断を得られるようになることは、知財の実務において、迅速かつ的確な対応を可能にするうえでの大きなメリットがある。

(3) 知的財産高等裁判所は、以上のような直接の裁判に関する事柄以外にも、知的財産紛争に関わる専門高裁として、例えば、わが国の知財裁判例に関する英文の判例情報の発信、知財法曹の育成教育などの側面でも、専門司法機関としての役割を担うことが期待できる。

(4) 知的財産高等裁判所の創設は、職分管轄に関する問題を生じさせ、かえって権利保護の遅延を生じるという指摘がなされている。これは新たな専門機関を創設する場合に常に生じる権限境界をめぐる問題であり、この議論は突き詰めると一切の専門裁判所を創設せず現状を維持すべしとする守旧論に繋がる。新しい制度の需要は、制度を利用するサイドから生じるものであり、それに対する敏感な感覚こそが今司法機関に求められているのであり、可能

な限り疑義を生じない管轄規定を設けるような規定を立法することこそが、担当部局としての司法に求められているのではなかろうか。

2. 特許審査迅速化法（仮称）の制定

知的創造サイクルを効率よく稼働させ、我が国における科学技術の発展を産業競争力の発展に直結させるためには、迅速・的確な審査に基づいた発明の保護が、その前提となる。然るに、我が国の特許審査の現状は、膨大な滞貨を抱えているという由々しき状況にある。このような状況の解消に向けて、知的財産推進計画において、任期付き審査官の配置が決定されたことは高く評価できる。

しかしながら、滞貨一掃のみでは、迅速・的確な審査処理促進の方策としては不十分である。将来に渡っての安定した審査処理能力の確保がなければ、再び滞貨を産むことに繋がり、また、単に迅速な審査だけでなく、的確性が担保されないと安定した権利としての価値が失われてしまう。

したがって、特許庁の審査負担を軽減するなど、迅速かつ的確な審査に向けて、運用上、制度上の様々な施策を展開していくと共に、特許庁だけでなく、出願人、代理人など関係者全員が、迅速かつ的確な審査処理体制づくりに協力していくべきである。

特許審査迅速化法(仮称)は、その取り組みを位置づけるものとして、早期に制定する必要がある。

以上

「権利保護基盤の強化に関する専門調査会の
当面の検討事項に関する意見募集」に対する意見書

平成15年10月22日

日本弁護士連合会

目次

知的財産高等裁判所の創設について

- 知財紛争処理制度改革の視点 - 求められているものは何か
- 法的判断の本質に関わる問題 - 過度の技術専門化の弊害
- その他の専門訴訟との関係について
- 管轄に関する問題
- 地方在住者の司法アクセス障害の問題
- 日本弁護士連合会の提案
 - 添付 別紙 - 外国法制報告のまとめ

特許審査迅速化法 (仮称) の制定について

知的財産高等裁判所の創設について

知財紛争処理制度改革の視点 - 求められているものは何か

日本弁護士連合会は、この度の知的財産高等裁判所(以下「知財高裁」といいます。)の創設の議論については、知財紛争処理制度改革の全体計画の一環として、何よりもまず、真に国民のニーズに応えるものであるかどうかを検討することが必要であると考えます。

知財高裁の創設については、種々の看過しえない問題点があり、これらの問題点に対して十分な配慮、検討をした上、対応策がとられて初めて、真に国民のニーズに合致した改革の実現につながるものと信じます。

したがって、以下に、これらの問題点を指摘するとともに、現時点で考える対応策を述べるものです。

法的判断の本質に関わる問題 - 過度の技術専門化の弊害

1. 知財高裁創設論においては、裁判官が技術的・専門的知識を有することへの要望が産業界から提起されており、また、現在の裁判官は技術的素養がなく、したがって、知財事件担当裁判官が、自分は技術が分からないからというような発言をして、当事者を困惑させることがある、これはゆゆしき問題であり、このような事態を解消するためにも、知財事件のみでよいが法曹資格がなくても理科系出身の者を技術裁判官として採用すべきである、という意見があります。司法界としてはこの声に誠実に対応していく必要があると考えますが、まず前提として以下の点を考慮すべきであると考えます。

- (1) まず、裁判官の技術専門化の議論においては、第一の前提として、「技術的素養のある裁判官」という場合には、「裁判官としての資質に優れた人材」という条件が必ず付されなければならないと考えます。特に、裁判官は、弁護士、弁理士と異なり、当事者が選択することができないのであり、当事者にとって、その資質の制度的保障は極めて重要です。現行の判事制度では、裁判官は、法曹教育を経た上、少なくとも10年以上の法律実務家としての実績と、それに基づいた評価を経て選任されており、こうした体制は今後も必要であると思われます。実際、特許事件を扱う裁判官に対して、実務上、最も望まれることは、当事者双方からの主張が錯綜して一件複雑に見える事実関係の中から本質的なものを適確に取り出して判断する能力と、健全な社会常識であるといえ、技術的素養については、技術を理解しようとする関心があれば十分ではないかと思われます。

(2) また、第二の前提として、看過すべきでないのは次の点です。

つまり、現在の東京高等裁判所知財専門部の16名の裁判官（平成14年3月までは12名）は、その全員若しくはその殆どが、文科系出身の裁判官であることは紛れもない事実です（大阪地方裁判所や東京地方裁判所の専門部の裁判官も同じです。）。そして、この文科系出身の裁判官が、特に技術の理解が不可欠な特許権・実用新案権の審決取消訴訟を処理しており、その新受件数は、平成12年は319件、平成13年は435件、平成14年は467件（1人あたり約30件の新受）と増加しているものの、審決取消訴訟全体の審理期間は、平成8年には21.4か月であったものが、平成14年には12.7か月にまで短縮されています（NBL No.769, 7頁）。

審決取消訴訟は、特許出願等に対する拒絶査定に対しての不服審判や無効審判に対する訴訟ですから、まさに最先端の技術にかかわる事案も当然に多数含まれているにもかかわらず、大量・迅速に審理判断がなされているという現実があります。勿論、技術的理解が不足したことによって解釈を誤り最高裁判所で破棄差し戻された事件というものもまず聞いたことがありません。

したがって、前述した意見は、仮に指摘のような事実があるとしても、まさに例外的事象を針小棒大に捉えていると言わざるをえませんし、司法制度全体としてみた場合にも、技術裁判官を導入すべき立法事実は全く存在しないと言うべきです。

なお、審理の公平性から、裁判官に配点される事件がどのような技術に関する紛争かは指定することが許されないの、例えば、建築工学出身の人がバイオテクノロジーやナノテクノロジー、電子工学等の技術に関する紛争を担当させられることもありえます。また、逆のパターンもあります。近年、先端技術は、ますます高度化・細分化されていますので、理科系出身の人が当該技術を容易に理解できるはずだという前提そのものが誤っていることは明らかでしょう。抽象的に技術系の裁判官であれば当該事件の技術を理解でき、法律系の裁判官では到底理解できないだろうというのは、根本的な誤りと言うべきです。アメリカでは特許弁護士が1万人以上いるといわれ、理科系出身の弁護士もかなりいるといわれていますが、そのアメリカの米国の連邦巡回区・連邦控訴裁判所（以下「CAFC」といいます。）でも、17名の裁判官のうち、技術系のバックグラウンドを有しているのは4名ということです（判例タイムズ No.1123, 37頁）。

さらに付言しますと、特許権や実用新案権の侵害訴訟は、侵害対象物件の構成が特許請求の範囲等（以下「クレーム」といいます。）に属するかどうかで侵害の成否が決せられるのが原則です。そして、侵害かどうかの判断には、まず、クレームの文言の解釈が必要です。その上で、技術的背景の理解も不可欠ですが、最終的には技術的範囲に属すると評価できるかどうかというすぐれた法的な判断が求められます。専門訴訟でもジェネラリストであることが大切だといわれるゆえんです。

2. 以上の前提にたちつつ、それでは、当事者にとって、裁判官に求める技術的知識とはいかなるレベルのものが望ましいのでしょうか。この点、CAFCの創設に先立つ連邦控訴裁判所制度改革委員会（委員長であるHruska上院議員にちなみ「Hruskaレポート」といいます。）は、特定の事件しか扱わない裁判所（裁判官）を創設することにより必然的に生じる弊害として、以下の点を挙げております。

- (1) 様々な分野における法律問題に触れることができなくなり裁判官の視野が狭くなりかねないこと。
- (2) 裁判官自らの政策判断を押し出した判断がされかねないこと。
- (3) 地域毎の差異についての視野が狭まること。
- (4) 裁判官の任用に関して、人材の確保が難しく裁判官が特定の利益団体によって構成されかねないこと。

その結果、米国では、特別な裁判所の創設は、「過度の専門化を避けるべきである」という連邦司法制度の責務」と相容れないものとして拒否され、CAFCは知財以外の事件も多く扱う組織として制度設計されました（名称も「知的財産高等裁判所」ではありません。）。また、CAFCの全事件のうち、知財事件の割合は3割程度であること、また、裁判官は法曹裁判官であること、伝統的にジェネラリストたるべきことが、各種報告により既に明らかになっております（判例タイムズNo.1123, 32頁等）。

このような過度の専門化による弊害の存在は各国共通の問題意識として共有されているところであり、我が国においても考慮されるべきではないか、と考えます。換言すれば、裁判官が技術の特殊な専門性を有していて、それに基づいて裁判を行うという発想は裁判の基本的な考え方から逸脱し、極めて危険であるといえます。なぜならば、その場合には、裁判官が当事者の主張しないことを自らの専門性に基づいて判断するおそれがあり、また、その判断はその専門性故に上級審によるチェックが不能となるからです。

このように、裁判官に求められるのは、特定の技術領域の専門家であることではなく、むしろ弁護士や裁判所の調査官、専門委員などの専門家サポートによる技術的な説明を裁判官自身が適切に理解することを可能とするような、広く一般的な技術系の常識的な知識ではないか、と考えられます。

すなわち、訴訟当事者にとって、裁判官は、調査官等による技術的説明を主体的・批判的に咀嚼し、法曹としての常識・バランス感覚に照らした上で、自ら最終結論を判断すべきものです。もし、裁判官が調査官等の技術的説明をただ鵜呑みにするのであれば、裁判官の役割は、単に訴訟指揮及び形式的な判決書の作成に留まり、実質的には鑑定人による裁判、あるいは調査官による裁判を招来しかねないという危険があります。裁判官に技術的素養を求める当事者ニーズを制度的に反映させるには、同

時に、専門家サポートの透明性確保（争点整理や調査官の意見内容の開示やそれに対する反論の機会の確保等）も図られるべきであると考えます。

以上のことから、知財関連事件において、法曹資格のない、技術の知識のみに秀でたものを裁判官として採用するということは断じて許されるべきではなく、将来に亘って、知財高裁が当該技術裁判官登用の基盤となるものであるのなら、これに対して断固反対するものです。

また、上記と同じ理由で、知財高裁において、知財事件に限ってであったとしても、法曹資格のない者を弁護士として扱うことについても同様に反対するものです。

その他の専門訴訟との関係について

知的財産権以外にも専門性が認められる分野は多数存在します。知財の専門性故に特別の裁判所を設けるのであれば、医療過誤、原子力事故、建築紛争、労働紛争等の各分野についても特別の裁判所を設けるのか、という問いに答える必要があるのではないのでしょうか。他の裁判と分けて知財だけについて特別の裁判所を創設することにはいかなる合理性があるのか、むしろ創設により司法制度全体の統一性が失われるおそれがあるのではないかと、という点も制度設計にあたって考慮されるべきです。

また、仮にその他の専門訴訟についても特別の裁判所を創設するということであれば、果たして特別の裁判所を多く創設するということが妥当な選択であるのかという点について検討されなければなりません。

管轄に関する問題

1. 管轄の範囲と移送

特別の裁判所を創設すると、通常事件を扱う裁判所と特別の裁判所との間の職分管轄の問題が生じます。あえて性質の異なる法律上の「知的財産裁判所」を設けて知財訴訟を専門的に処理しようとの理念を是とするならば、広く知財関連事件を専属管轄とすることが望ましく、しかも、知的財産権の権利内容のすみわけは困難であることから、特許に関するライセンス契約問題、職務発明、生成途中の権利についても広く含めて知財高裁の専属管轄とし、また他の裁判所への移送を認めないとするべきことになるでしょう。その場合にはユーザーの司法アクセスを阻害するおそれもあり、予めその対策を講じることが必要となります。

平成15年改正民事訴訟法においては、知財事件の専属管轄・競合管轄を定めると同時に、特許事件等の東京地方裁判所・大阪地方裁判所の専属管轄事件についての各

地方裁判所への移送（法 17 条遅滞を避けるための移送，法 19 条 1 項被告の本案についての弁論または弁論準備手続における申述以前における，当事者の申立及び相手方の同意ある場合の必要的移送，法 20 条の 2，1 項による移送）及び，東京高等裁判所の専属管轄事件についての申立または職権による大阪高等裁判所への移送（法 20 条の 2，2 項）等の規定を設けることにより，必要な調整を図っております。単なる立法技術の問題にとどまらず，このような柔軟な調整が，特別の裁判所を創設して知財訴訟を専門的に処理しようとの理念と，果たして相容れるものかどうか，検討されるべきでしょう。また，各国司法制度において，侵害事件を含む知財事件についての特別の裁判所を設置していない理由の一つとして，このような管轄に関わる問題があることも議論において看過できない点です。

2. 控訴審段階における審理分割の弊害

実務においては，特別の裁判所である知財高裁の専属管轄となる事件（例えば，特許侵害行為差止訴訟）と，それ以外の通常事件（例えば，独占禁止法違反行為（民事）差止訴訟）との組み合わせは，訴訟継続中に变化しうるものです。

- (1) 控訴審段階で知財高裁の専属管轄事件が反訴や抗弁として提起されることも当然予想されます（例：通常事件の債務不履行事件で，原審敗訴当事者が通常的高等裁判所に控訴した後，相手方の行っている知的財産権侵害を理由とする損害賠償請求権で相殺する旨の主張を行う等）。このような場合にも，その都度，知財高裁に移送する等の手続が必要になれば迅速な裁判の要請に反することにもなります。
- (2) 控訴審段階で，知財高裁専属管轄事件に対する反訴や抗弁として，通常事件が提起されることも予想されます。現行では通常裁判所である東京高等裁判所知財専門部は両者を審理することができますが，特別の裁判所である知財高裁を創設した場合に，知財高裁では，通常裁判所である東京高等裁判所が扱える裁判を扱うことができるか，という問題が生じます。もし，知財事件に特化した知財高裁では一般事件の審理はできないのであれば，第一審では東京地方裁判所や大阪地方裁判所が，知財高裁専属管轄事件と，それ以外の知財事件や一般事件を併合して審理できるが，控訴審段階では特別の裁判所である知財高裁と通常的高等裁判所とに管轄が分かれることになり，審理が分割されざるをえないという不都合を生じることになります。
- (3) 原審では原告が専属管轄事件と通常事件を併合請求し，専属管轄事件棄却・通常事件認容の判決が出た場合に，被告が通常事件について控訴し，原告も専属管轄事件については控訴も付帯控訴も行わないという場合には，東京高等裁判所の知財専門部であれば通常事件の審理を行います。もし，知財事件に特化した知財高裁では一般事件の審理ができないのであれば，その都度，通常的高等裁判所に移送する等の手続が必要になり迅速な裁判の要請に反することにもなります。

したがって、制度設計にあたっては、以上のような実務上の問題点に鑑み、ユーザーの便宜に沿わない制度を創設しないよう、予めその対策を講じることが必要となります。

地方在住者の司法アクセス障害の問題

1. あえて性質の異なるいわゆる「知的財産裁判所」を設けて知財訴訟を専門的に処理しようとの理念を是とするのであれば、むしろ広く知財関連事件を専属管轄することが望ましいとされ、平成15年改正民事訴訟法による特許等控訴事件の東京高等裁判所専属管轄化にとどまらず、商標権、著作権、不正競争防止法事件等についても知財高裁へのさらなる一極集中化が進む可能性があります。しかし、著作権や不正競争事件については地域密着型の事件もあり、これを東京ですべて行うとすれば、ユーザーの要求に沿わないこととなります。
2. 知的財産権の創出は、東京以外の地方においても活発に行われており、地方における紛争解決ニーズは、ますます増大するものと思われます。しかるに、東京中心の一極集中化が図られると、地方在住の当事者にとっては、係争費用の負担、出廷の手間や時間など、控訴制限要因となってしまいます。かかる事態は、「知財立国」実現のための、中小企業・ベンチャー企業への支援、地域振興をうたった「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」の趣旨とも矛盾するものでしょう。また、国民の知財離れ、知財専門家の人口の偏りなど、「知財立国」というスローガンに反するおそれもあるかと思われます。したがって、地方在住者の司法アクセスを保障する措置を講じることなく、さらなる一極集中を図ることは国民の理解を得られないものといえましょう。

日本弁護士連合会の提案

平成15年改正民事訴訟法により東京高等裁判所に設けられた“実質的な知的財産高等裁判所”を、法律上の独立した新たな高等裁判所とすることについては、以上のとおり、種々の解決すべき問題が残っております。

日本弁護士連合会としては、このような観点で引き続き検討を重ねるとともに、現時点における対策の選択肢について以下の通り、提案いたします。

1. 裁判官としての資質に優れた技術的素養のある裁判官を確保する方策について

- (1) 前述したように、弁護士や裁判所の調査官、専門委員などの専門家サポートによ

る技術的な説明を、裁判官自身が適切に理解することを可能とするような、広く一般的な技術系の常識的な知識を裁判官が持つことを実現するためには、裁判官の研修・国内留学などの手段によって、技術的知識の研鑽を図ること、技術的知識を有する者、すなわち理科系学部・大学院修了者が裁判官に任官することという両面の措置を並行して進めていくことになるでしょう。

については、現在でも裁判官の留学や外国法科大学院の知財セミナー等への海外派遣等、知財研修は行われていると聞いております。これらに加え、理科系大学院への研修派遣や、判事補などの裁判官が理科系学部で基礎を学ぶことも有益と思われます。さらに、裁判所において、人材の計画的・効率的な育成と活用についてのプランを策定・行使できる体制作りも必要と思われます。

については、従来は、司法試験制度の制約から、理科系学部等の出身者が多く法曹になることは現実的に期待できませんでしたが、法科大学院による法曹養成が視野に入った今、理学部・工学部・医学部など多様なバックグラウンドを持つ人材が法曹となることは、特に適切な補助・支援があるならば十分に現実的であるといえます。そのための、具体的な補助・支援の形式として、以下のような意見が寄せられています。

- (i) 法科大学院への理科系学部出身者の入学を促進するため、
 - (a) 理科系学部の在学生に対して、法曹の魅力及び将来の活躍の場についての宣伝を行う。
 - (b) 企業等の協力を得て、理科系学部出身の法科大学院生に対する特別の奨学金制度を創設する。
 - (c) 理科系学部生向けの知的財産権に関連する講座を設ける。
 - (d) その他、法科大学院の受験科目に理科系科目を入れる、司法試験選択科目に知財法を入れる等。
- (ii) 将来、知財分野への進出を希望する法科大学院生、司法修習生及び若手法曹に対して専門的知識を得る機会を与えるため、
 - (a) 理科系学部での聴講を法科大学院における単位として認めるなど、技術的知識を得ることへのインセンティブを与える。
 - (b) 大学またはその付属研究機関であって、知財関係の講座を有する機関への聴講・国内留学等を促進する。
 - (c) 特許庁工業所有権研修所や弁理士会研修所などの実務家向け教育機関の協力を得て、意欲のある法曹及び法曹予備軍に対する専門的研修を実施する。

また、文部科学省では、知財法を初めとする、実践的・先端的カリキュラム開発を進める法科大学院に対しては、必要な重点的財政支援をする（教育内容・方法の充実や特色ある取り組みを行う法科大学院に対する国公立を通じたプロジェクト支援）こととされています。

- (2) 日本弁護士連合会としても、技術と法律の結びつきについて、理科系大学及び法科大学院に法律家が出張講義する講座セミナー、勉強会を設けるなど、積極的な広報活動その他により弁護士活動を紹介する取り組みを進めて行く予定です。

また、理科系出身の法科大学院卒業者が知財専門部に配属できるようになるまで、日本弁護士連合会からも、知財専門弁護士として十分な経験を積んだ弁護士を、知財裁判官の給源として、3年程度の短期任期を前提として裁判所に派遣すること等も検討の余地があると考えます。

この点、最高裁判所と日本弁護士連合会は、平成13年12月7日付「弁護士任官等に関する取りまとめ」及び「弁護士からの裁判官採用選考要領」において、10年に満たない期間を勤務期間として予定した任官を妨げないとする旨の合意に至っています。なお、同取りまとめ等によりますと、当該期間は少なくとも5年程度を予定されていますが、さらに「知財事件他の専門的に分野への任官については、本人の専門的識見の程度によっては、さらに短期間であっても採用可能な場合もありえる」とされています。知的財産権の分野は技術的な進歩が早く、裁判所の審理期間も他の裁判と比較して、非常に短期間であるという現状からしても、知財高裁の裁判官として、任官する弁護士の任期は3年程度が適当であると思われる。

したがって、今後現状の制度をさらに進めて、3年程度の短期任期を前提とした任官の仕組みを作っていくべきであると考えます。

さらに、非常勤裁判官についても、最高裁判所と日本弁護士連合会との間で合意した、平成14年8月23日付「弁護士任官等に関する取りまとめ」をさらに進めて、知財高裁において、弁護士からの非常勤裁判官の登用が検討されるべきであると考えます。

- (3) 以上の他に、現在検討中の、調査官制度、専門委員制度による専門性の補充を図る制度の構築を進めることも、当然必要です。特に、調査官については、裁判所の特許行政に対する合法性審査の場を、真に特許庁から独立したものとするためには、調査官の給源を特許庁審査官、審判官のみに求めず、裁判所が自前で採用・養成することも重要であるとの指摘もあります。

2. 知財事件の東京集中によって、知財の人口が育たないこと、地方在住者の司法アクセス障害等の弊害に関する対策

知財事件の東京一極集中化に対する対応として、地方在住者の司法アクセス障害等の弊害に対処するため、以下のような方策を講じる必要があります。

- (i) テレビ会議，電話会議，インターネット画面を利用した会議。
- (ii) (i)のみですませることなく出張法廷等の充実を検討する。

さらに、実務運用において、当事者の要望、発生した不都合の事例などを具体的かつ詳細に蓄積する係を設置して、対策を考慮できるようにすべきであると考えます。

別紙

第8回 外国法制研究会の報告の概要

(第10回検討会 配布資料3 知的財産裁判所)に関する検討)

- (1) アメリカの「連邦巡回区控訴裁判所」(CAFC)の創設にあたり、特別裁判所の弊害を列挙し、特別裁判所の創設を望ましくないとの結論を下した委員会の議論を紹介しています。CAFCは、著作権や商標権以外の特許権等の事件の第2審として専属管轄を有しますが、知的財産権の専門裁判所ではなく、特許権等の事件(特許権等に関する侵害訴訟の控訴事件及び審決取消訴訟)の割合は、全事件のおよそ3割程度です。CAFCの事件のその他の7割は、国際貿易委員会、国際取引裁判所、能力主義人事制度保障委員会、契約不服審判所、退役軍人上訴裁判所、上院倫理委員会等の判決や決定に対する上訴等です。
- (2) イギリスの「パテント・コート」は、日本の地方裁判所に類する高等法院の中の、衡平部の中の一部門として、特許及び登録意匠に関しますが、中小企業の特許権行使の便宜を図るため特許及び登録意匠に関する事件について簡易迅速な手続きをとる裁判所として設置されたもので、特許庁長官の決定に対する上訴事件は扱いません。
- (3) ドイツの「連邦特許裁判所」は特許庁の審判部が独立したものであり、特許庁の特許無効手続等の決定に対する上訴を取り扱います。特許権等の侵害訴訟事件は通常の連邦地方裁判所等の管轄です。
- (4) 韓国における「特許法院」は特許権等事件のうち、審決取消訴訟を扱います(侵害事件は通常の地方裁判所の管轄)。

以上のとおり、第8回検討会の外国法制研究会報告において、「いわゆる『知的財産裁判所』」として報告されたアメリカ、イングランド、ドイツ、韓国における裁判所は、いずれも、知的財産権訴訟の審決取消訴訟から侵害訴訟まで全て扱い、かつそれ以外の事件を扱わない専門裁判所ではありません。その他、これまでには、諸外国におけるかかる意味での知財専門の裁判所の類例は報告されていません。

特許審査迅速化法(仮称)の制定について

特許審査迅速化法(仮称)を制定することについては、基本的に賛成です。ただし、「なお、滞貨一掃のための臨時措置として、外部人材の活用により数百人規模の任期付審査官を配置し、滞貨一掃後は知的財産専門人材としての活用を図る。」とある箇所については削除すべきであると考えます。

特許審査迅速化法(仮称)は、これが実効性を持つには、審査官の大幅増員等審査体制の強化が必要不可欠であり、これを欠くまま、促進を図ることは、審査の手抜きを招き、適正かつ迅速な審査の実現にほど遠いものとなると思われます。その結果、権利創造への信頼感が失われ、権利創造機能そのものが失われてしまうという強い懸念があります。

特許審査迅速化法(仮称)が単なる宣言的規定に終わらないよう、審査官の大幅増員等、審査体制の強化等の具体的施策を確実に整えるべきであると考えます。

以上

(別添 2) 権利保護基盤の強化に関する専門調査会の当面の検討事項に関する意見 (個人)

(番号は受付順)

No.	意見
1	<p>特許審査について、発明と発見を混同しないで頂きたい。発見したものを発明と勘違いして登録しないようにして頂きたい。過大な保護により、産業の育成が阻害されています。例として、ボルタが発明したのは電池であって、電気ではない。近年の特許登録は、この電気までも登録しているように感じられる。バイオ関係では、遺伝的疾患の治療のためにDNA配列をいじることが考えられているが、このとき特許となるのはDNA配列を「変更する方法」であって、DNA配列そのものは特許ではない。「こう配列すれば治療できる」という発見である。重ねて、保護範囲の適正な適用をお願い致します。</p>
2	<p>(2)に関し、意見を述べます。審査迅速化のために、審査官との面談を活用できるものと考えます。審査官が出願内容の把握に時間がかかり、また誤解による拒絶理由通知の作成・発送およびそれに対する対応で査定までに時間がかかります。従って、関東地方以外の出願人にも気軽に審査官との面談を実施できる体制を整備することが料金改定や実用新案法の改正よりも効果があり、審査の質をも高めることができます。以上の理由で、国会図書館と同じように、関西に特許庁の分庁を設置することを希望します。東京と関西とで審査の質の違いが発生する問題は、審査官を定期的に東京と関西とで移動させることで解決するものと思います。以上、審査の質の向上とスピードアップについて提言させていただきました。</p>
3	<p>知財高裁と今回できる専門部ではどれだけ人件費に当てられる額の違いが現れるのか。新たな建物は創設するのか。微妙な問題なので細かいコスト算出も割り出してほしい。お金を出すのは国民である。使わせてもらうのも勿論国民(企業)である。コストの割りに改善がなかったり、コストをけちって改善されなかったりなどの失敗は避けたい。国としての体裁は二の次だと思う。もし本当に日本の裁判所がしっかり機能していたら、自ずと信頼感や威厳ができると思う。お役人個人の事情は捨て置いて、5年後などの将来まで見据えて検討してほしい。忍耐力というパワーも必要である。すぐに結果が出ないものもやるべき価値のあることは沢山ある。自分の任期までに成し遂げたいという思いで仕事を行う熱意はいいが、それで良い結果が現れないのは言語道断である。自分の利益だけ考える時代は終わったのではないか。日本が先導したいなら日本だけの利益でなく、世界各国に公平な場を設けるべきである。</p>
4	<p>ベンチャー企業の特許出願を代理している弁理士です。特許審査迅速化法の制定は絶対に必要です。審査が遅れているばかりに、事業を軌道にのせることができないベンチャー企業にしばしば遭遇します。審査を迅速にするために特許庁は審査官の増員が必要と主張していますが、そんなことをしなくても民間活力を利用すれば簡単にできます。特許庁は来年4月より審査請求料を20万円近くに値上げします。民間が調査し審査したら、そんなにかかりません。次の方法で、審査を迅速にすることができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 審査請求がされた出願番号を特許庁は直ちに公表するのです。 2. そして情報提供を呼びかけ、審査に活用できる有用な情報を提供した人には、情報料として10万円支払うのです。そしてその情報を利用し最終的に拒絶にできた場合には、もう5万円成功謝金を支払うのです。 3. 特許庁は審査請求料として20万円の収入があるのですから、15万円支払ってもまだ残ります。 4. 10万円又は15万円もらえるなら、調査会社が喜んで、調査してくれます。小生は特許事務所を営営し、調査の業務も行っていますが、小生の事務所なら積極的にやりたいです。 5. 審査官は提供された情報の判断業務に専念したらどうでしょうか。 6. 勿論上記の10万円とか5万円の例は一つの例であって、実際には検討する必要があります。

1, 意見の趣旨

(1) 知的財産専門高裁の創設については、反対する。

(2) 技術系裁判官という地位の創設にも、反対する。

2, 意見の理由

(1) 我が国が知財立国を標榜し、知財の保護強化を推進することには異論はない。しかしながら、知的財産事件（侵害事件及び審決取消事件）のみを専門的に扱う特殊な裁判所を創設し、しかもこれを東京にのみ設置するなどというのは、司法制度としては異様であるばかりでなく、東京近郊在住者以外の国民から、知財侵害事件の控訴審を受ける権利を過度に制約することとなり、憲法の保障する国民の裁判を受ける権利を侵害することとなる。さらに最高裁との実質的審級関係も問題となる。なにより、創設積極論者が手本とする米国のCAFCは、裁判官が知財事件のみを扱う弊害を懸念し、他の分野の事件も扱うように制度設計され、実際も知財事件は3割程度とのことである。またCAFCは、法律審であって事実審ではなく、また、連邦制を取る国の固有の事情も絡んでのCAFC創設の流れからしても、我が国が、知財事件専門高裁なる世界的に類例の無い誠に奇異な司法制度を、プロパテントの名の下に軽率に創設するようなことでもなれば、知財立国のアナウンス効果などという意味不明の目的論の達成感と引き替えに、我が国の司法制度に対する基本的な見識が疑われ、世界的に失笑を買うことが強く懸念される。積極論者の理由は、つまるところ、知財事件については、その審理・判断に技術的知見を要求される（はず）であるから、そのような判断者による適正・迅速な裁判がなされるシステムの構築にある。してみると、まず、平成15年民訴法改正によって、管轄が集中化され、5名合議での審理判断ができることとされ、また専門委員制度も創設されるなどの制度改正がなされたところであるが、いまだ施行されておらずその運用成果等の検証もない現時点で、いかなる立法事実があって、上記の奇異な裁判所を創設する必要があるのか理解できない。これまでの裁判所調査官や、知財専門部への裁判官の増員等による知財事件に処理体制の拡充により、適正・迅速な裁判の実現がなされる制度的な裏付けはできている。このうえに、憲法上疑義があり、米国でさえ設置しなかった知財専門高裁であって世界的にも失笑を買うような裁判所の創設は、国民の基本的権利・利益を損ない、またなんら我が国の国益に適うものではない。

5

これは我が国の司法制度の根幹に関わる重要な問題を孕むものであり、かつプロパテントとか知財立国などという国家戦略とは次元の異なる問題である。薄弱な根拠に基づく拙速な創設は将来に禍根を残すだけである。

(2) 知財専門高裁において技術系裁判官という地位を設けることに関して、知財紛争は、法律紛争であり、特許の技術的範囲の解釈等にしても、規範的評価を伴うものであるから、憲法解釈論を踏まえた民事・刑事両面において幅広く基本的な法的理解・判断力（法的資質）を備えた者であることは、法的紛争の判断者に不可欠の前提である。かかる意味での法的資質に加えて、ある分野の技術的知見を兼ね備える者がいれば、それに越したことはないが、それは法的判断者に必須のものではない。それを必須というのであれば、現在までの判例実務を否定し、また、最高裁の知財判決の意義をも否定することに通じる。現在の実務においても、（文化系）裁判官は、よく技術を理解し、法的観点から権利内容を評価して裁判がなされており、大きな問題があるようには思えない。CAFCの裁判官ですら、技術にのみ通じるという者は皆無である。技術系裁判官は、ロースクール出身者のなかにおける理科系学部出身の裁判官に見いだすべきものである。なお、技術系裁判官として、ありとあらゆる技術における、現時点の技術レベルに対応することを期待しうべくもなく、結局は、専門委員や裁判所調査官等の補助的機関によるサポートを必要とするものであろうから、技術系裁判官が常に技術的に当該裁判において迅速に正しい理解をすることは限らず、場合によっては、自己の技術知識と相容れない技術的主張が当事者よりなされたときに、その主張の当否に耳を傾けないことも懸念され、法学が常にファジーな社会科学であって、対立する見解を否定し得ないものと訓練されている法律家と思考パターンが異なることにも意識すべきであろう。裁判官としての適格や資質に欠ける者による裁判は、実質的に裁判を受ける権利を否定するに等しく、憲法上重大な疑義がある。知財という法分野の片隅だけの議論にはとどまらないことに留意すべきである。よって、意見の趣旨記載のとおり、知財専門高裁の創設ならびに技術系裁判官の導入には、反対する。

6	<p>知的財産高等裁判所の創設にあたって、今までのように法律には詳しいが、工学や自然科学に関しては素人である人物が裁判官を務めることには断固反対である。私は現在大学院生だが、将来エンジニアとして社会に出る身なので、この種の話には以前から注目していた。完全文系頭の裁判官が特殊な数学や日々進化する理工系の技術のことが分かるわけがない。なぜなら、毎日研究室にこもって朝から晩まで勉強している私でも、いや、教授レベルでさえも、新しい技術の概念やその周辺の知識を習得することは並大抵のことではないからだ。この種の判断は両方をしていないとまず無理だ。完全文系頭の裁判官が、いくらアドバイスを受けようと、それを理解して、判決を下すことなど不可能である。例えば、以下のようなことを考えてみてほしい。テストで80点をとることのできる人が少しのアドバイスで90点、100点とることができるようになることは理解できる話だ。だが、0点や5点しかとることのできない人間が少しのアドバイスで90点、100点とることが無理だということはちょっと考えただけでもわかる。しかも、このテストは、異常に難しいのだ!! アプローチの方法は2つしかない。今までの、法律しか知らない裁判官に1から数学を教え、工学などの知識を与える。もう一つは、かなり深い数学や工学の知識をもった人間を連れてきて、法律を叩き込んでいく。圧倒的に後者の方が楽なのは言うまでもない。文字だけしかない300ページの本と、数式が山ほど出てくる300ページの本とでは1冊読破するのに恐ろしいほどの時間の差があることを私は痛いほど知っているのだから。</p>
7	<p>知財高裁創設に反対です。知財も通常の訴訟の一つの分野として取り扱われるべきものです。知財高裁を作ると、特殊部落のようになり、人事が閉鎖的となり、法理論も特殊なものになる恐れがあります。これは、知財の発展を却って阻害します。このことは、企業において知財担当を専門化しすぎると、企業活動から遊離してうまく行かないのと同様です。</p>
8	<p>有識者本部員会合の記録、第1回を見たら、特許の審査請求から6ヶ月以内に審査を完了せよ、とあった。またある委員は特許は生鮮食料品だ、と新聞に書いていた。こんな認識で特許の審査促進法を作られてはたまらない。6ヶ月で特許にしてもらいたい人はどれだけいるだろうか？特許のライフが20年でも短いと言う分野もある。PCTに人気が集まっているのは、国内手続きが始まるまでに30ヶ月の猶予期間があるからです。特許の審査は今以上遅くても困るが早ければそれで良い良いという単純なものではない。認識を改めてほしい。</p>
9	<p>審査を迅速にするために民間活力を活用すべきです。そのために審査に役立つ情報提供をライバル企業に有償で依頼するという方法はいかがでしょうか。どこの会社もライバル会社の出願動向には神経を尖らせています。自社の業務に障害となる特許出願には、情報提供したり、異議申立てをしています。そのような作業を従来は、会社の経費で行って来ました。言葉を換えると国に対しては無償で審査に協力していたわけです。これを特許法の本では公衆審査と称しています。もし公衆審査をしてくれた会社には、国が審査協力費を支払うとことにしたらどうでしょうか。きっとライバル会社の特許出願の調査には力が入り、国が行う調査よりはずっと質のよい調査結果が得られるともいます。そして特許庁の審査官は判断業務のみを行うようにすればよいのです。侵害訴訟の裁判官のようになればよいのです。裁判官は調査しません。調査して相手を攻撃したり、防衛するのは、原告とか被告の当事者自身です。このような考えを特許庁の審査に導入したらどうでしょうか。きっと審査ははかどり、現在の審査官数では余剰になりますよ。</p>
10	<p>知的財産高等裁判所」をわが国9番目の高等裁判所として設立することについては、7月8日に決定された計画に謳われているところであり、既に定まった路線であって、そのこと自体は今後の議論の対象とはならないと理解しております。今後の議論において重要なことは、その具体的なあり方です。それについては、とりわけ下記の三点に留意すべきだと考えます。第一に、専門的な事実を適切に認定判断できるだけの十分な体制を構築することです。そして、現在検討されている専門委員制度のみでは、そのための仕組みとして十分でない、ということを肝に銘ずべきです。専門家の知見を活用できるようにすることは、一步前進であり、改善ではありますが、客観的に必要な水準をもたらすものではありません。専門的な事実の認定については単に専門家を充てれば済むものではなく、専門家が職業的にあたるのであればなりません。特に知的財産訴訟においては、一つの訴訟の帰趨が一企業、一産業の盛衰に関わることすらあるのですから、責任ある事実認定を行うためには、職業的に中立な立場を保障された者があたるのが絶対が必要です。専門委員制度はそれを十分に確保するものではないと理解されますので、訴訟の帰趨を左右するような専門的な事実の認定は、職業人として身分を保障された者があたるようにさらに制度の改善を望みたいと思います。</p>

第二に、訴訟手続についても、知的財産訴訟に特有な手続準則を野心的に導入する仕組みを構築することです。日本国憲法は、司法の現場に臨む裁判所が訴訟手続を定めることが合理的だとの考えから、裁判所に規則制定権を与えております（77条）。この権限は憲法上最高裁判所が有していますが、下級裁判所に委任することも可能です（同3項）。従来、この委任規定はほとんど適用例を見ませんが、それは、一元的な訴訟手続規則によってすべての事件をまかなうことができる、との判断に基づくものと考えられます。しかし、知的財産訴訟については、一般の民事訴訟と大きく異なった手続実務が発展しているものであり、東京地方裁判所の 裁判官などは、それを積極的に世に問い、世論との相互作用によって合理的な手続準則を錬磨する、との方針を採っておられます。それを一歩進め、実務上の叡智を個別の試みに留めることなく一般的に実現するためには、裁判所規則の形式で定めることが望ましいと考えられます。そして、規則の制定主体としては、すべての民事事件・刑事事件を扱う最高裁判所より、新設の知的財産高等裁判所が適切である、と考えられます。なお、わが憲法は「弁護士に関する事項」も裁判所規則の対象としておりますが、これは、裁判所ごとに弁論の資格を有する弁護士資格を変えることもありうる、との考えに出たものです。（現に合衆国やドイツでは、そのような仕組みになっています。）知的財産訴訟を進行するには一般の法務知識と異なる専門的な法務知識を必要とするところから、知財高裁で弁論する資格のある者を一般の弁護士から限ったり、逆に、弁理士であっても専門的な法務知識を有する者は知財高裁において単独で弁論を行う資格を有する者としたりすることが、合理的と考えられます。

最後に第三に、以上二点とも関連しますが、新設される知財高裁は、人事を含むすべての面での分権的な独立性を有しなければならない、ということです。わが国の裁判所制度は、司法行政の面で極めて中央集権的であるという特徴を有しています。法制度の面でしばしば比較の対象となるドイツにおいては下級審は原則として各州に属しますし、多くの州では司法省との間で一元的な人事管理が行われています。また、アメリカ合衆国は、連邦裁判所に関しては一見集権的な運用がなされていますが、連邦裁判官がすべて終身職であるところから、実際には極めて分権的に運営されています。これに対し、わが国では、人事・予算・機構・司法手続のいずれについても、最高裁判所事務総局が一元的に管理を行っており、比較法的に極めて特徴的なほど、集権的に運営されています。知的財産に関する訴訟を適切かつ迅速に裁断する体制を構築することは、知財立国を実現する上で極めて重要です。しかし、上記のような集権的な体制の下では、知的財産訴訟に練達の裁判官が全体の人事の都合で永年にわたり一般事件を担当することとなったり、現場の実情に通じない裁判官がたまたま最高裁判所事務総局で行政面を所掌するため実務上の叡智が司法行政に反映されにくいとの結果を生じたり、多々問題のあることは、識者が共通して指摘するところです。知的財産高等裁判所を新設するにあたっては、是非この点にも配慮され、第一点、第二点だけでなく人事・予算・管理のすべての面にわたって自律的に運営がなされるよう制度的な配慮が必要と思われます。以上、冗長を顧みず知的財産高等裁判所についての所見を申し上げます。よろしく御考慮いただければ、幸いです。

11	<p>1.知財高裁の創設に賛成します。今後、我国の知財を取り巻く環境が国際的になれば、当然、侵害事件等が増加します。この場合、裁判の迅速化が必要です。裁判の迅速化を図るためにも、知財高裁は必要です。</p> <p>2.特許審査迅速化法には賛成します。審査の迅速化は、我国の産業の振興に寄与します。</p>
12	<p>賛成です。国際競争力という観点で、ぜひ行うべきです。今の国内での自分の立場しか見ない官僚達には、去ってもらって欲しいと考えています。彼らの職が、アウトプットに関わらず安定している、というのがそもそもの問題の根元でしょう。</p>

13	<p>特許訴訟を主に担当している弁護士として、知財高裁について意見を申し上げます。弁護士会内部では知財高裁に対する批判的意見が強い(正確には知財高裁に反対する会員の先生が声高に発言しているようですが、実際に知財訴訟に関係している者の多くは、知財高裁に賛成しているか、少なくとも反対はしていないと思います。知財高裁に反対する弁護士は、主に次の2つのグループに分かれるようです。一つは、現在「知財弁護士」を名乗ってはいるものの、実際には技術的知識に乏しい先生、もう一つは、そもそも知財事件を担当していない先生です。前者は、知財が注目されることによって理系の人材や弁理士などが司法界に流入してくることを快く思っていないというのがその理由のようであり、また後者は、知財が注目されて他の分野よりも優遇されることにそもそも反感を持っているというのがその理由であると思われる。しかし、それらはいずれも、知財立国というこの国の方向性とは何の関係もない、全くの個人的利益の観点から知財高裁に反対しているに過ぎません。知財の紛争処理の迅速・適正化が、即知財の強化につながることは、かつての米国の経験や最近の我が国の経験からも、かなり確かに言えることであって、知財を専門に処理する高裁の創設は、知財立国という我が国の将来像にとって必要不可欠なものであると考えています。</p> <p>ただ、現在一部で言われているような、現在の東京高裁知財部を形式的に独立させるというような内容であるならば、現在知財高裁に期待されているような役割は、到底果せないと思われる。知財高裁が成功するためのポイントは、知財事件の処理に適した人材を集中投入して、それにふさわしい事件もまたそこに集中投入する、という点にあります。ここで問題なのは、現在の我が国には、知財高裁を世界最高水準と言えだけのレベルで運営できる人材が乏しい、という事実です。我が国にも「特許弁護士」や「知財弁護士」を名乗る弁護士がいることは確かですが、特に米国のパテントアトニーなどと比較した場合、その特許法及び出願実務についての知識、技術・科学の専門的知識、特許関係の文献調査の技術など、知財を処理するに当たって必要となる基本的な知識・経験が著しく不足しているのが実情です。これは知財を現在担当している一弁護士として、当職自身が日々強く意識させられている点です。弁護士がこのような状況ですから、裁判官の状況も似たり寄つたりの状況であり、現在の知財部の裁判官も、失礼を省みずに申し上げれば、専門性を高めているとはいっても、グローバルな目で見れば井の中の蛙といった状況であり、このまま知財高裁を作っても期待切れ、場合によってはさらに混乱した状況になる可能性もあります。このような事情に鑑みれば、知財高裁が期待通りの役割を果たすためには、(1)既存の裁判官(あるいは弁護士任官)の中から、特許法及び技術的知識(理系の知識)を備えている方(あるいは適切な研修などでそれを補充できる方)を選別して、知財高裁に投入する。この際には、通常3年程度のローテーションは行わず、知財に強い裁判官となって頂くために、外部への研修などは適宜行うとしても、基本的には知財高裁に長くともまってもらう(2)将来の人材を得るために、若手の裁判官から希望を募って地裁の専門部に配属したり、あるいは理系の出身の裁判官を知財高裁の調査官にするなどして、将来の知財高裁裁判官の候補者を養成するなど、これまでの裁判官の人事とは根本的に異なるシステムを採用する必要があると考えます。知財高裁の成否は、それに適した人材を得られるか、そしてそれを利用する弁護士・弁理士が相応しい能力を持つようになるのかという点に懸かっていると考えますので、今後、そのための議論を深めて頂ければと存じます。以上、何らかのご参考になれば幸甚です。</p>
14	<p>高度に情報化され高速に変化し続ける現代社会は主に情報技術に精通したエンジニアによって支えられている。そして、それらのエンジニアたちによって日々新しい技術が開発されている中で知的財産の権利保護は重要な課題であり製造業等において高い技術を持つ日本という国自身においても大きな財産となりうる。そのためエンジニアたちの本来の仕事である技術開発が、その権利の保護という二次的なものに妨げられることは避けなければならない。しかし今の日本ではアメリカ、ヨーロッパ、韓国等に大きく遅れて文科系出身の技術を知らない判事が現状を正確に把握することなく意思決定をしているのが実情だ。そこで既存の権利に守られた裁判官の利権剥奪し真に技術に精通した知的財産高等裁判所の創設と特許審査迅速化を行うことが低迷した日本経済の活性化とそれを担う新規の企業家の誕生と成長に大きくつながるに違いない。</p>
15	<p>日本の産業競争力を保つ上で、知的財産高等裁判所は必須と考えます。ぜひ早期の創設をお願いいたします。法学部卒ではなく理系の専門家による素早い判断が必要となるからです。また、特に米国特許法に詳しい人材登用が必要だと思います。専門教育を受けた外国人の登用も視野に入れてください。日本は弁理士の数が不足しています。単なる明細書書きではなく、国際的な特許係争でも通用する人材育成が急務です。特許審査迅速化については大賛成です。特許は10年もかけて審査すべきではありません。アジア圏での知財立国の地位を確保するために、台湾、韓国に産業競争力で負けない意思を、知財戦略で示して頂きたいと思っております。</p>

16	<p>改めて言うまでもないことですが、(1)Q)とも『知的財産経営』が価値送の世界的主流になるうとする中で、意見を聞く聞かない」という問題ではなからうと考えます。アジアでもすでに多くの国が設置しているのですが、これはつまり、恐縮ながら法務官僚の方々および法曹ご関係者の「これまでの枠内での考え方からくる懸念」などが反対意見を出す。つまり、「専門家」といふ厚いご面相の皮”にてモノ申される方々にての配慮または、既に潰そうと目論まれていることの現れでしょうか？ 上記のように、この2点は国家戦略上のレベルで考えることではないでしょうか。なぜ、とくに区切ってこの2点の意見を聞くのか、「やって当たり前。遅すぎ！」の感こそあれ、ではないでしょうか。専門家でなくても、たとえば、実経済に少しでも参加し「何故、モノが売れないのか」とか「環境悪化を対策したいが、コストがかみ合わない」とか「爆発事故に根本的に対策したいが、全プラントを置き換えるわけにはいかないのだが・・・」などの悩みに接してみれば、はつきり言って「たかだか(1)Q)を設置するなんていう簡単なレベル”は、問題にならないことがわかります。いかに、「実経済から遠く離れた(つまり生活感覚のない)方々」が、問題の実態をまったく捉えずに専門家の分厚いご面相をされているかが、お分かりになるかと存じます。それらの方々は、いろいろ申されているけれども、実は「実力の時代になるとご自分のお仕事がつかなくなり、厚いご面相の皮が薄くなってしまうのを恐れられていらっしゃるから、反対されるのではないのでしょうか。逆に言えば、「お勉強が(というより、お試験が)お出来になったので、高級官僚になった」とか「ここで頑張れば一生喰うに困らない(しかも、偉いお顔ができる)ので公認会計士になった」などのご事由にて、ペーパー式表層ナレッジ型の御勝ち組の面々が、ホント、いついつまでも既得的にご座ましまし続けられる日本の体制をこのまんまずっと続けるならば、実際、国ごと食い潰されるでしょうなあ、その方々に、もう既に、6割型そうなりかかっていますし、もちろんその方々もエゴがことその他強い人間存在ですから、權益を守る気持ちもわかりますが、上記のように国家戦略でどうするかを決定するレベルとそれらを混同してはならないはず。当たり前ですが。</p>
17	<p>独占禁止法で言う「優越的地位の濫用」によって知的財産権を有名無実化する契約を防止する。知的財産権を有名無実化するような取引契約が、さまざまな業界に広く存在していると思います。パーツを納入すると、そのパーツに関するあらゆる知的財産権の無償実施権を再実施許諾権付きで納入先に許諾させられるということが横行している業界が多くあると考えます。このような契約を無理やりに結ばされると、いくら優れた技術を開発しても、その技術を知的財産権で守ることができない状態にされてしまいます。なぜなら、勝手に競合するパーツメカに、自分の知的財産権が実施許諾されるためです。これへの解決策としては、次のものがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 知的財産権の実施許諾は公的機関の原簿に設定登録しなければ効力が発生しないものとなるように法改正する。そして、この原簿はインターネットで公開する。これによって、不公正な取引方法となる取引を抑制する。 2. 各企業の監査部門が監査役の監督のもとで、自社の締結している契約の知的財産権条項が、不公正な取引方法に該当しないかどうかをチェックし、もし不公正な取引方法に該当する又は該当するおそれがある場合には、公正取引委員会に相談して是正する義務があると規定する。このような問題の多い契約は、多数の部品を使用する装置の業界において、広く行なわれていると考えます。
18	<p>(1)知的財産高等裁判所の創設について 現在、日本で特許裁判をやると、時間がかかる上に裁判官に技術を理解させるのに非常な労力が必要で、しかも信じられない結果出ることがある。国内企業相手の裁判なら、アメリカで裁判を起こすという手もあるが、アメリカ企業相手にアメリカで裁判を起こすのは不利なので、日本の経済活動を低下させないためには、国内でちゃんと裁判ができる組織を作るのは急務だと思う。</p>
19	<p>実用新案 復権なるか (日経新聞より) 10月17日の日経新聞朝刊に、上記見出しの論説記事が掲載されていました。権利保護10年に延長/特許へ「昇格」認める」という要約が付されています。特許庁が簡単な発明の独占使用権を保護する「実用新案」の制度拡充に動き出した。(中略)権利保護期間を中国やドイツなど同様、十年程度に延長。実用新案から特許に「昇格」できる制度も導入する。大企業もまずは実用新案で早期に権利を押さえ、特許でこれを確実にすることができる(富士写真フィルム)と期待する。(中略)実用新案が「復権」すれば、特許への集中が緩和され、審査の迅速化にもつながる。そうなれば、知的財産権の保護が一段と進む。」とあります。特許出願の審査請求期間が出願日から3年になり、審査請求料が2倍に値上げされるのですから、特許出願から実用新案に「降格」できる制度も導入して欲しいです。その際、審査請求料を約20万円も納付するようになるのですから、実用新案に「降格」させる際に必要な特許印紙代(出願料及び1年から3+年の登録料)は、上記の約20万円からの差額分を納付すれば足りるようにして頂きたい。</p>

20	<p>特許権には独占排他権だけでなく、標準化権も必要特許制度の目的である「発明の保護を通じて産業の発達をはかる」に立ち返って考えると、本当に特許権が独占排他権だけで十分であるとは思えません。独占排他権は、競合者を市場から排除することが特許権者の利益につながるという思想です。これは、競合者がいなければ特許権者の事業が成長したり、事業が継続できるということを前提にしています。そこには、市場を拡大させることで特許権者の利益をはかるという思想がありません。確かに、独占排他権を基礎として、他者にライセンスを与えることで、競合者の存在を許すということもできますが、ライセンスを与えるよりも、特許権を取得しない方がもっと競合者を増やすでしょう。しかし、競合者が増えたら市場が拡大するかというと、そうでない場合もあります。競合者が多数、乱立して、製品の入出力のインタフェース、マンマシンインタフェースなどの標準化がされなかったり、用語の統一ができていなかったりすることで、消費者を混乱させたり、関連製品の供給者の育成ができなかったりして、市場が拡大しないということもあります。市場が拡大するためには、標準化が不可欠です。特許権に、特許製品の分野における標準化権（標準仕様提示権、標準策定参加権）を与えることで、市場の秩序ある拡大をはかり、特許権者の利益と公衆の利益をはかり、産業の発達をもたらすということも考えるべきだと思います。</p>
21	<p>特許公報ごとの固有のURLを設けるべきです。統一されたフォーマットで、特許公報ごとに固有のURLを設けて、特許公報を日本国特許庁がインターネットで公開することが、日本の知財立国のためにも必要なことだと思います。米国特許庁のホームページでも特許番号から決まる固定フォーマットのURLで、いつでもその特許番号の特許公報にアクセスできます。固有のURLで特許公報にアクセスできると、次のような利点が発生します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電子メールに添付ファイルで特許公報を付けなくても、その特許公報のURLを示すだけで、電子メールの受信側で特許公報にアクセスできるので、操作性が良くなる。 2. 自動的に特許公報を読み取って分析するような高度なサービスをするサービスシステムを容易に低コスト構築でき、日本の知財立国に貢献する。 3. 論文やインターネット上のさまざまなページで、特定の特許公報へのハイパーリンクを設定できるので、特許公報の技術情報としての使用のチャンスが広がる。 4. 特許の審査の過程で引用された先行特許公報へのハイパーリンクを簡単に設定できるようになり、引用関係の分析を通じて、基本特許権の抽出の前処理を自動的にこなせるようになる。現在のPDL（特許電子図書館）では、特許公報には特許番号によって自動的に定まる固有のURLは付与されていません。日本の知財立国のためにも、このような基本的な機能を作りこむことが重要です。
22	<p>官公庁が特許権を有する企業に優先発注することで産業競争力が強化できる。日本の知的財産立国のための戦略を考える上で、「顧客は特許権者に製品やサービスを優先的に発注するか？」という命題は、大きな意味を持ちます。特許権などの知的財産権はその権利者に独占排他権を与えます。しかし、独占排他権があるからと言って、顧客が注文をくれなければ、何の事業の役にも立ちません。企業からすると競合企業を知的財産権などを用いて排除するよりも、まずは顧客を獲得することが第一優先事項なのです。品質、コスト、レスポンスのスピード、サービス、デザインに優れていれば、その製品に関して特許権を有していない企業であっても、特許権を有している企業を尻目に事業を繁栄させていることもよくあることです。特許法からすると、侵害品の使用行為も侵害行為ですから、侵害品を購入した顧客に対しても、特許権者は権利行使を法的には実行可能です。しかし、商品のライフサイクルが短く、次から次に新しいモデルを開発しては投入しなければならない業界では、特許侵害訴訟で争って勝ったところで、事業の主戦場は他に移っています。そこでは、特許権はまだ存在していないということにもなります。そうすると、特許侵害訴訟で顧客を含めて攻撃した場合、新しい機能や性能の製品での事業において、もはや特許権がなくなった時に、過去の顧客との対立が直接的に事業に悪影響を与えるということも発生します。このような事情もあり、なかなか特許権を武器に事業を伸ばしていけないということになっています。公共事業や官庁への物品やサービスの納入を行なう業界では、受注のための大きな要素に、「下りの受け入れ」があります。これは、過去から数々の不祥事の温床になっていることと、そのような業界の競争を阻害し、高コスト体質を温存して、国民負担を増大させています。もしも、公共事業や官庁への物品やサービスの納入業者の選定が、その公共事業や物品やサービスの最重要目的や特徴となるキャッチフレーズを実現する上で最も関係の大きな特許権の権利者を優先して行なうという方針が実行されれば、日本の産業競争力を強化することができます。なぜなら、発注側の政府は発注先を特定の特許権者に固定しないためにも、発注内容をどんどん高度化させていく必要が生じるので、政府が日本のために構築するインフラが急速に進化していきます。受注を希望する企業は、技術開発をして有力な特許権を取得することが官公庁からの受注につながるので、競争して良い技術の開発をしていきます。</p>

	<p>また、公共事業や官庁への物品やサービスの納入業者の選定が、その公共事業や物品やサービスの最重要目的や特徴となるキャッチフレーズを実現する上で最も関係の大きな特許権の権利者を優先して行なうという方針を実行すれば、大企業ではなくても、的をついた技術開発を先行してやったベンチャー企業にも大きな受注のチャンスが訪れます。このように、官公庁が特許権者を優先した発注行動をとるようになれば、技術に優れたベンチャー企業の育成と、社会インフラの高度化と、ローコスト化が同時に図れます。米国ではDARPAを通じて、防衛力強化のためと称して多くの資金がベンチャー企業の研究開発費に流れています。それが、米国のIT産業やバイオ産業の強化に寄与しています。特許権を有する企業に優先して、官公庁が発注するという方針を日本政府が実行すれば、特徴的な技術はあるが、販売チャネルもサービス体制も大企業には見劣りがするという新興企業を育成でき、日本の産業競争力強化につながります。</p>
23	<p>匿名ライセンス制度 特許権をはじめとする知的財産権を用いて金銭を得たいという権利者の要求は強いのですが、なかなか自分からライセンスを得たいとして申し込む者が出にくいのが、現状です。それは、ライセンス申し込みをするという行為は、侵害事実の告白でもあり、権利者がライセンスを与えるかどうかわからない、もしかすると、差し止めをしてくるかわからないし、自分の事業利益のほとんどを吹っ飛ばすほどの高額の実施料を求めてくるかわからないという不確定性が、ライセンス申し込みを躊躇させているからです。ライセンス申し込みを仲介して、誰が申し込んできたのかわからないようにするというサービスをしている特許調査会社もあります。しかし、権利者からすると、ライセンス対象の権利さえ特定されれば、どこから、ライセンス申し込みがあったという情報さえわかれば、ライセンス申し込みをしてきた相手のめぼしはつきましますし、ライセンス申し込みのあった特許権に注目して、権利維持などをはかります。これが、ライセンス申し込みを躊躇させる原因となり、結局は、なかなかライセンスを見つけられないという状況を生み、権利化されても一銭の金銭収入も生まないで、捨てられるか、権利満了するという特許権などを多く生む原因となっています。そこで、ライセンス申し込みがあったという事実が、権利者に知られる前に、自動的にライセンスが申込者に与えられ、しかも、ライセンス対象の製品の販売総額に応じた実施料収入が確実に権利者に与えられるという仕組みが必要となります。この仕組みの存在は、知的財産立国の大きな柱となると考えます。なぜなら、訴訟という高額のコストと長期間の時間と、多くの人が必要な事をしないで、知的財産を金銭に変換する安定的な道が開けるからです。そのためには、ライセンスとなる者にとっての匿名ライセンス制度活用のインセンティブが必要です。それは、将来の高額の損害賠償金の支払いリスクと、刑事罰(例:侵害罪)の適用リスクの回避です。しかも、これらのリスク回避が、権利者に目をつけられて差し止めなどをされるリスクをおかさなくても実行できるというものです。すなわち、単にWebサイトをアクセスしてクレジットカード番号と、製品の販売価格の範囲と、製品型式、権利の番号(例:特許番号)を入れるだけで、ライセンス符号が発行され、その符号をシールに印刷して製品に貼り付ければそれで、終わりというようにするのです。実施料はクレジットカードから引き落とされて、権利者に渡されます。</p> <p>このような仕組みが、知財立国には、必要と思いますが、いかがでしょうか</p>
24	<p>子供達の論理的思考力の訓練に、特許請求の範囲の立案は有益 日本の子供達の数学力をはじめとした学力の低下は、人材以外の資源のない日本にとって、ゆゆしい事態です。最近では、ゆとり教育が学力低下をもたらしたとして、知識のつめこみ教育への復帰を唱える人々が増えています。知識は必要なのですが、知識を自分で探して身につける能力、知識と事実をもとに論理的な思考をしたり、物事の本質を把握する思考能力の訓練が、知識のつめこみよりも、子供達にはもっと必要と考えます。知識を使いこなすためには、知識を表現する言葉の概念が明確に把握されていなければなりませんし、自分が知っていることと、知らないことの区別ができなければなりません。例えば、「生物」と「無生物」は何が異なるかを説明できなければ、生物という概念を用いた議論や、生物という概念を用いた特許請求の範囲の立案はできません。炎や結晶が生物と類似していることを子供達に教えてあげると、びっくりするとともに、生物とは何だろうと真剣に考える子供も出てきます。日常的に使用している言葉でも、その概念や本質を問い詰めると、なかなか奥が深いことを子供達は実感するでしょう。用語の概念の本質を、討議や調査で知った後に、概念を組み合わせて、システムの記述をする段階になると、なぜ、そのような概念の組み合わせで、そのシステムが記述されるのか、他の概念の組み合わせで、そのシステムの本質を記述できないかということ、子供達がグループ討議をすることで、論理的な思考ができていきますし、論理的な議論もできていきます。例えば、身近な装置(例えば、テレビ)を題材に、グループ討議で、その装置の中身の機能構造を論理的に推理し、それを特許請求の範囲に表現したり、ブロック図で表現することをさせると、面白い現象が現れるでしょう。子供のグループごとに全然違ったものとして、テレビの機能構造を把握していることがわかり、びっくりしたり、新しいテレビの発明をしてしまったグループも現れるでしょう。議論の中で、子供達は、自分の身の回りの装置を、中身知らないで使っていることを自覚するでしょう。</p>

25	<p>知的財産には技術的なものが多いと思いますが、その審査に関して、技術のことをあまり知らない法律家が審査を行えるのか疑問です。現代の知的財産技術には、専門的に学んだ人にしか全く理解できないようなものが多いと思います。それを専門的知識を持ち合わせていない人が審査することによって、間違った決断をくだしてしまうことは大いにありえることです。これを解決するためには、技術者が法律家として認められるような制度にしなければならないと思います。法律家の人が技術を学ばばいいという考え方もありますが、基本的に法律家になる人は大学時代に文系の法学部で過ごしてきた人が多いと思います。文系の法学部の人はその時点で数学や物理学、計算機プログラムのアルゴリズムなどを学ぶことから遠ざかります。理系の大学生でもその分野の勉強に4年間という時間を使って、やっと理解できるようになるものを理系科目の知識を持ち合わせていない人がすぐに理解できるでしょうか。そう考えると、技術者が法律家として参入できるようにすればいいと思います。技術に対する審査は技術について理解している人がすることが正しいと思います。</p>
26	<p>(1)知的財産高等裁判所の創設 (2)特許審査の迅速化法(仮称)の制定 上記2つの制度改正は、日本企業が米国知財高等裁判所を使用せざるを得ない状況や特許審査の2年遅れ(=審査官の人数が少なく、法務ビジネススクールのこれからの設置では間に合わない)等を考えれば、一日でも早く創設、迅速化を期待します。</p>
27	<p>知的財産高等裁判所の創設に賛成します。日本の裁判は遅いので、中小企業では訴訟を戦うことができませんでした。関係者に聞き取り調査すると、最近、知財の裁判が早くなったのは、強制的に和解させるためという意見が大変多いのです。和解しないとあと数年以上はかかるから、訴訟費用を考えると倒産すると言われ、泣く泣く和解しています。訴訟当事者は、本当は納得していません。裁判官たちは全く技術が分からず、手間のかかる判決を書きたくないから和解強制が多いという意見がほとんどです。政府として、知財訴訟の当事者に調査することが必要ではないでしょうか。また、裁判の中で、特許の裁判で技術を説明するのに全て書面で提出せよと原告と被告に交互に要求しています。些細なことを全て書面で提出すると、それだけで時間とコストがかかります。特許法など、技術に関する場合は準備手続が繰り返され、これだけで1年以上の時間がかかり、弁護士費用もかなり高みます。日本の裁判は、弁論主義ではなく書面主義です。他方、商標や不正競争防止法などの技術に絡まない裁判を傍聴すると、口頭弁論で実質的な審理をされています。是非、技術の分かる裁判官がいる知財専門の裁判所を作ってください。</p>
28	<p>知財高裁設立に賛成します。これが実現されないのであれば、日本経済の再生は不可能でしょう。最近、最高裁行政局は、全ての技術が詳細に分かる裁判官なんてできないから多数の専門員を創設すると言っているそうですが、言語道断です。知財訴訟に必要なのは、技術の細かい分野の専門家ではありません。特許庁の審査官、審判官を見れば分かるように、技術の素養のある者であれば十分です。最高裁が詳細な専門を問うのであれば、特許の審査、審判制度を否定していることとなるでしょう。裁判合議体に技術が分かる者がいないまま、心証形成をしているので勘違いな判決が多いのだと思います。特許訴訟の当事者は技術で生きている企業ですから、技術音痴に判断されると業界は混乱するのです。また、専門委員制度については、大企業の紐がついていない公平な人を選ぶのが難しいと思います。ほとんどの研究者は、企業から研究費を貰っていき、企業を敵に回すと今後の研究に支障が出ると怯えています。技術のわかる公平性を担保されている公務員が裁判することが必要と思います。裁判官にも弁護士にも技術畑の方がおられますが、最高裁は裁判官に何人いるかを明らかにしないのは職務怠慢ではないでしょうか。裁判官であれば、たかだか数千人の履歴書を調査するだけです。国会は尋問すべきだと思います。事実を調べて知財高裁の技術判事として登用しては如何ですか。知財高裁の設立は、日本の国民の願いです。</p>
29	<p>特許審査迅速化法に賛成します。特許審査が遅いのは、国富の増加に反します。是非、1年以内で、特許となるかどうかを判断する組織と変革すべきと考えます。特許庁は大量の滞貨を抱えていると言いますが、特許庁の行政効率の合理性を検証すべきでしょう。働いていない審査官も多いでしょう。特許電子図書館で検索すると、特許公報に登場しない審査官もいます。働いていないことは明らかです。是非、司法と同様、例えば、1年以内に審査結果を出すという特許審査迅速化法を制定してください。</p>
30	<p>特許庁の責務を明記した特許迅速化法を制定して下さい。1年以内で審査、審判を行うことが日本経済の再生にとって必要不可欠である。これまでの経緯を見る限り、特許庁は国民に対して無責任である。特許庁の自助努力は全く見えない。PCCに百億円を超える予算をつけるだけで実質が好転しないのは特許庁幹部の怠慢ではないか。特許庁は国民にきちんと説明責任を果たしてほしい。小泉首相、政治家は特許庁の監視を厳密にすべきである。行政が怠慢で、立法がチェックしないのであれば日本の未来は無いであろう。</p>

31	<p>1賛成 海外で7年働いているが今後のグローバルな競争に不安がある。フィービジネスの分野が今後非常に重要と思う。専門に高裁を創設することにより迅速かつ透明性が増すことは間違えないと考える。 2賛成</p>
32	<p>特許翻訳を志している者です。仕事の関係上知財に関心があり、今回(1)知的財産高等裁判所の創設、(2)特許審査迅速化法(仮称)の制定に大いに期待しております。もはや世界の工場ではなくなった日本。世界に冠たる生産技術、知的財産を持ちながら低迷を続ける日本経済。ITの普及で世界は一つになり、大量生産技術の進歩でもはや世界のパイも限られ、今日の発明は明日のコピー品の氾濫の時代、知財を護らずして日本に生き残る未来はあるのでしょうか。何十年も勤勉にコツコツを積み上げてきた日本の唯一残された資産を護り世界に貢献するには、上記2案の早急な実現が不可欠です。万難を排して是非実現のほどよろしく願います。その実現のためにはささやかながらも個人として出来るだけの強力を惜しみません。</p>
33	<p>知的財産高等裁判所の創設、特許権審査迅速化法の制定、いずれも賛成です。知的財産立国を目指すのであるから、知的財産権の潜在的価値を顕在化することがもっとも重要だからです。知的財産裁判の年間目標数の設定(裁判が現実の紛争に比較して少なすぎない社会=公正な社会、を作る)、知的財産権訴訟の賠償容認額の算定方式のバラエティの容認(たとえばプライスエロージョン理論、ヘッドスタート理論、S字カーブ理論など)などを図ってほしい。</p>
34	<p>特許審査迅速化法案について 「遅い権利保護は権利保護の拒否」という法格言がありますが、特許をはじめとする知的財産の分野は、それが非常によくあてはまります。一時間とか一日という単位で技術革新にしのぎを削り、国際競争をしている分野が対象になる。技術開発だけでなく、先願主義の下で、一日も早く出願しようとする関係者が必死に努力するわけです。ところが、書類が特許庁に出た途端、それが2年近くもたなざらしになるといふ。このようなことでは、国家が発明者に「一日も早く出願せよ」という資格はないと私は思います。第一線の発明者、研究者、出願人に対して厳しい努力を要求するからには、制度設営者たる国家の側も、それに見合った努力をせねばならない。そうでなければ、とても知財立国を目指すなどという資格はない。それほど重要な問題だと思います。では、現状はどうか。率直に申して、これまでの特許庁が行ってきたことは、こうした観点から要求される水準を満たしているとはどうもいえない、と私は思います。そして、それを改善するためには、新たな法律という形で国家意思を示す、国としての決意を示すことが、絶対に必要だと思います。その意味で、現行法の彌縫的な手直しで済むことではなく、「特許審査迅速化法」は、独立した単行法でなければなりません。そしてその中には、平成16年度末までに審査期間の平均値と中央値をともに1年以下とする」といった、具体的な数値目標を入れるべきです。そして、現時点で行うべき措置や法改正は同法の中で規定し、それだけで不足な場合は、上記の目標を達成するようさらに所要の措置を迅速に講ずる旨を、同法中に明記すべきだと思います。たとえば以下のようなことは、特許審査迅速化法に書き込むべきだと思いますし、たとえ国会会期等との関係でスケジュール的に見送らねばならないとしても、いずれ近い将来に実現せねばならないことだと思います。</p> <p>第一に、審査を迅速化するための徹底的な努力を義務づけることです。最も望ましいのは、特許庁の審査担当部門をエイジェンシー化することです。そして、その長は経済産業省のローテーション人事ではなく、一定の責務を果たすのに十分な期間、最低でも4年以上の任期を保障して、民間人を含む有能な人から広く公募して選任することです。長となった人は、割り当てられた資源をフルに動員して、目標を達成する義務を負う。義務を果たした場合には賞与を払い、任期も継続していただく。それができない場合は、容赦なく追放する。長がそうであるからには、当然、組織全部にわたって信賞必罰の人事を行うことになるでしょう。職員はすべて非公務員となります。もちろんその場合、エイジェンシーとして国家機関から独立する審査以外の部分をどうするかとの問題が生じますが、無効審判を扱う部門は新設の知的財産高等裁判所の一部にすればよいし、政策立案を所掌する部分は、本来特許庁には必要のないものです。(「企画立案と実施の分離」は先の行政改革の理念だったはずで、政策立案部門は、もともと経済産業省の本省に統合すべきだったのだと思います。もちろん今日では、知財戦略本部に一元化すべきものです。)もっとも、特許に関わる予算は特別会計になっていますから、独立行政法人などの組織的改変をしなくとも、かなりの程度実現が可能でしょう。特許審査を迅速化するには、何よりも組織としての特許庁自身にそのインセンティブを与えることが必要だと思います。</p>

	<p>第二に、審査過程の一部を民間化することです。現状でも、特許庁は、審査に必要な事務の一部を、外部組織に委託しています。しかし、委託先は半官半民の、即ち「官」と「民」の悪いところ取りをしたような組織であって、とても事務の効率化に資しているとは申せません。なぜそのようなことになるかという、委託先が一つに限られているため、よい仕事をすれば報いられる、しなければ競争に負けるという緊張感が欠けているためです。「民間化」というのは、それを抜本的に改め、競争原理を導入することです。具体的には、特許庁が一方的に一団体を事務委託先として指定するのではなく、複数団体のうちから出願人が自由に選択できるようにします。また、そのような委託先団体は、一定の客観的な要件を満たせば、民間人も自由に設立できるようにします。たとえば過去 年以内に博士号を取得した専門家が 人以上専任として在籍している、といった要件です。専門分野ごと、たとえば半導体専門のサーチ機関、といったものも設立可能とします。当然ですが、サーチ手数料も自由に競争させることとし、出願人がサーチ機関に払い込むことにします。特許庁はそれで審査が楽になるのですから、審査請求時に出願人から徴収する金額も、大幅に減額します。委託先として適切かどうかについては評価が必要ですが、それは、新設の知的財産高等裁判所によって特許権が無効とされる比率によって、客観的に決めればよいと思います。第三に、庁内のローテーション人事を改め、真に専門的な人材を養成すべく、すべての審査官を任期付きとすることです。既に特許庁は、任期付きの審査官を募集しています。これは、審査業務が多くて迅速化に対応できないためだと思われませんが、経済状況によっても技術革新の状況によっても、必要な人員は変わります。たとえ全体の業務量が変わらなくとも、たとえば医療技術が特許になればその分野の人員が圧倒的に不足するということになり、必要な分野はどんどん変わります。にもかかわらず終身雇用を前提にした仕組みになっていることがそもそもおかしい。裁判所と違い、特許審査官には、地方にローテーションするような必要性もありません。審査官はすべて任期制とし、長期の海外研修などを除き、持ち場が変わらないようにするのが適切です。こうしたことは他の官庁では採用しがたい方策かもしれませんが、幸い知的財産については弁理士という専門職があり、特許庁で「よい発明をよい特許に育てる」姿勢で永年貢献した人には、経済社会で活躍する余地が大きく広がっています。</p> <p>真の専門家が育ってはじめて、迅速で信頼に足る審査が可能となります。そのためには、普通の官庁の人事システムを離れた発想で事にあたらねばなりません。以上の三点は、知財立国を実現するためにはいずれ必要となる施策です。これらすべてを実現するような特許審査迅速化法を制定することが最善策であり、国会会期等との関係でそのすべてを実現することが難しい場合でも、平成 16年度末までに審査期間の平均値と中央値をとともに 1年以下とする」といった具体的な数値目標を含んだ「特許審査迅速化法」を、恒久的な独立の単行法として制定することが、絶対に必要な次善策だと考えます。</p>
35	<p>日本経済の再生のため、日本の 9番目の高裁として、知財高等裁判所の創設して下さい。知識社会への移行のため、特許審査迅速化法を審査期間を明示した裁判迅速化法のようなものとして制定して下さい。</p>
36	<p>(1)知的財産高等裁判所の創設、(2)特許審査迅速化法(仮称)の制定に賛成します。バイオ系ベンチャーの研究開発および知財関連業務に従事する者です。独自の技術が、あるいは競合する特許出願が、特許として成立するかどうかを長い時間見守らなくてはならないのは、体力の乏しいベンチャーにとって生死に関わる損失です。また、現在のように技術に詳しい判事が少なく、知財紛争に時間がかかる状況では、特許紛争に巻き込まれること自体が大きな恐怖となり、結果として独自技術のビジネス化に消極的になりがちです。知財専門の、高度な判断を迅速に行える裁判所の創設、そして言うまでもなく特許審査が迅速化されることに大賛成です。</p>
37	<p>検討事項の 2点、おおいに賛成します。資源のない日本の、一番大きな資源は「知的財産」にあると思います。いままでの古い風習や、倫理感の中での論争はあまりに前時代的で日本経済を脅かすものでしょうか？また、日本の文化を守るという意味でも知的財産まわりの法律の整備は必須であると思います。むしろ遅すぎるくらいではないでしょうか？アジア諸国はすでに、どんどん進めているように感じます。日本だけ乗り遅れば未来に不安を感じざる得ません。</p>
38	<p>賛成します。早期の実現を求めます。中国・韓国などの台頭により 21世紀に日本が成長するためには、知的財産の保護・活用は避けては通れない問題です。また、このことは知的財産戦略大綱にも明記されていることと存じます。知的財産立国の向けて、上記知的財産高等裁判所の創設および特許審査迅速化法の制定の 2点は必要不可欠なものであり、早期の実現を期待します。なお、噂されている特許審査料の引き上げは、こうした流れに逆行するものでありますので、断固反対します。</p>

39	<p>知的財産の権利保護基盤の強化についての当面の検討事項については出来る限り早期に完了し、実現されることを望みます。しかし、現状把握がやや不足している感があります。というのも、現状において、現在検討している権利保護基盤が、全くないということではないからです。即ち、現状とありたい姿とのギャップがなぜ起こるのか、そのギャップを埋めるための施策が実行されれば即効果があがるようなものなのか、当初狙った効果を持続させていくための施策は考えなくて良いのか、などなど考えることはあるのではないのでしょうか。今ある機能を作るときにも恐らく同じ事を考えながら作ったはずで、また、実際に実務に携っている人達にも現状に対するありたい姿とのギャップがある程度は理解されているのではないのでしょうか。やる気があれば、現状の機能でも十分に満足するものにあるかもしれません。従って、検討して頂きたいのは、「どうしてこのような現状に陥ったのか」と「今回の検討事項を実施したとして現在のような状態に陥る可能性はないのか」、「あるとした場合、どうすればその可能性を減らすことができるのか」ということであり、その仕事に携える人達が如何に主体性をもっていけるかということです。また、こういった制度を実施していくにあたって必ずあるのが「制度の濫用・悪用」です。こういった面における現状把握も必要かと思えます。制度の濫用・悪用を防ぐために複雑化させた申告制度はややもすると本来の利用者が制度を利用しなくなるといふ原因にもなりかねません。今回の検討事項には審査の迅速化があがっていますから、審査の迅速化と審査制度の濫用・悪用を両立できるものを検討して頂きたいと思えます。特許や知的財産は、例えば、「阪 優勝」などの商標登録のように、登録したものが勝ち、というものであってはならないと思うし、間違いなく諸外国からの似たような知的財産権の主張が今後一層沸きあがってくるはずで、検討項目にもありましたが、国内の問題と、国際的な問題と同時平行的に検討しなければならぬところも多いかと思えますが、やはり「ありたい姿」に向かって日本の知的財産権の国際競争力を高めていくような方向であってほしいと思っています。例えば、審査内容や審査状況に対する民間の監査などのビジネス、全国の弁理士などの各付けビジネスなどが許可されるような状況であれば、もっと良くなるのではないのでしょうか？</p>
40	<p>一刻も早い知的財産高等裁判所の創設と、迅速化法の制定が必要と考えます。日本が世界の中で何処で競争力を持つのかという観点で考えたとき、知財（単なる特許などにとどまらない部分も含め）による競争優位性を一刻も早く確立していくことではないのでしょうか。現在は特許申請に随分時間がかかると聞いています。弁理士と弁護士の両方の資格を持っている方が日本にはほとんどいないらしいということや、経済に事をしっかり勉強した弁護士が少ないとはなし、さらには特許申請件数に対する審査の場が少ないという話も聞かれます。こういったことに、迅速に対応し、日本の国際競争力を高めていくこと（結果として、日本及び、日本国民の継続的な発展・幸福）が、行政、司法、立法に求められる最大の仕事ではないのでしょうか？ 早急な対応（早急とはどういうことかといえば、2004年3月までの決定）をお願いしたいと思います。</p>
41	<p>(1) 知的財産高等裁判所の創設について 今年の初め、上海に行ってきた時、この街の人のパワー、海外からの設備投資も含めた投資スピードと内容の高度さ、経済を上昇させる大胆で柔軟な法律など、凄くショックを受けました。そして、中国が発展途上国だという認識を改めなくては行けないと考えました。友人の経営者たちにもこのショックをすぐに伝えました。そして、日本は、国民にお金のある今、すぐに、知財立国にならないと近い将来二度と浮上できない国に成り下がることを確信しました。（子供たちの学力低下により、国力のベース低下はさらに加速しそうです。）さて、知財を戦略的に活用していくためには、権利保護基盤の強化が重要です。グローバルな社会になっている現在、知財について司法の迅速且つ妥当な判断は、非常に重要です。しかし、知財紛争についての法的判断には、多くの新しい経験と知財や技術についての知識が必要と考えます。このような状況の中で、私は、知的財産高等裁判所の創設ということは、至極、当たり前の話だと思えます。むしろ、まだ日本にないということが、信じられないことです。このことは、日本の競争力を高める上でボトルネックとなっていると思えます。いったい、司法関係者は、何をやっていたのでしょうか。司法は、司法関係者のためにあるものではありません。国民や日本にある企業のためにあるのです。一日も早く、欧米と同じ土俵で戦えるようにしてください。また、アジアでも韓国、シンガポール、タイに後れを取っているようじゃ、お先真っ暗です。このままだと中国にも遅れを取ってしまうことでしょう。ということで、一日も早い知的財産高等裁判所の創設及び稼動を切望します。</p>

42	<p>企業で知財を担当しているものです。 知的財産高等裁判所の創設に是非賛成いたします。以前、地方の知財訴訟に於いて、勝訴した方の代理人のお話で、結論として勝訴したのは問題ないが、判決理由がどう考えてもおかしいものであった。」というのを伺ったことがあります。今後、国内企業をはじめとして海外企業からの訴訟や海外企業を相手とした訴訟も増えると考えられ、適切且つ統一された法解釈による判決が不可欠だと思います。知財に関する訴訟は、一般民事に加え専門的な知識も要するものであり、そのため諸外国でもこの様な裁判所を設置しています。今後、知的財産を重視した方針であれば、是非必要と考えます。また、併せて、知財訴訟経験の全くない弁護士でも知財事件を扱うことができる現状についてですが、適正な訴訟を進めていただく上で、やはり知財専門の知識を十分に有する代理人の資格を作っていただきたいと思います。 特許審査迅速化法についても賛成いたします。最近の審査は、特許庁の努力もあり、かなり早くなってきたことは事実ですが、知財立国を目指し、適切な権利保護を実施するためには、やはり特許審査の迅速化は不可欠かと思います。そうでなければ、技術革新の早い現在では、ただ乗りされ、権利行使の頃には跡形もなくなっていることが充分考えられます。以上、私見を述べさせていただきます。</p>
43	<p>(1)知的財産高等裁判所の創設 および(2)特許審査迅速化法(仮称)に関して、早急なる確立を切望いたします。そもそも、わが国の公的審査は欧米に比べ時間がかかり且つ専門の機関も確立されていないという現実を考えれば、反対される理由が解りません。</p>
44	<p>知財高裁の創設に賛成 迅速化も賛成 日本における知財裁判の質の低さは明白である。すでに大手製造業において、権利侵害があった際には日本での訴訟は後にし、海外でまず訴訟を起こしている状況である。おおきな理由は2点。 (1)裁判が基本的に遅い (2)裁判官が科学技術の基本レベルですら理解できない。 結果、説明に多大な時間(コスト)を必要とし、その上、時間をかけて説明してもまったく理解できない事が多い。誤審も想定されるため何も良いことがなく日本での訴訟はハイリスクである。これは私見ではなく、日本国の多数の製造業の知的財産部の方と産学連携研究を進めている課程の中でヒアリングをさせていただいていた回答結果である事を付け加えたい。多くの大企業の製造業企業は、事業も国際化しており、技術も特許を初めとする知的財産権も同様に国際化している。当然海外でも特許等を同時に申請している。海外で訴訟を行なう事も可能である。国際化の中、海外での(本来は中国対策をどうしているか)というのが実はねらいだった)侵害訴訟についてどうやって(体制や訴訟の方法)解決しているのか?を尋ねるのがヒアリングの目的であった。各企業曰く基本的には海外で行なう。技術的に高度なものになればなるほど海外でまず訴訟を行なってその後日本で行なうのが訴訟裁判における戦略である」というのがヒアリングによる概ね一致した結果であった。なお訴訟地の多くは米国、一部で欧州という答えであった。理由については前述のとおりであるが、日本の裁判官の科学技術に関する知見はあまりにもお粗末で、信頼に足らない。特許の場合判断に必要な知見をまったく有しておらず、判断も出来ない日本の裁判官に、企業の生命(である特許の判断を)ゆだねられない。とのことであった。米国等では技術に詳しい裁判官が十分に多く、また知的財産の裁判では技術的知見のある裁判官により判断されており、米国等で訴訟した結果を日本に持ち込み判断をゆだねた方が早く確実に権利保全できると異口同音に答えている。つまり日本にあとから持ち込んだり、侵害国が第3国であっても、米国が認めた」と言っているというすんなり結審するそうである。</p>

	<p>日本の裁判官・弁護士を養成する課程で通常必要ない程度の学術的な法知識までを必要とするため、取得に対する壁が極めて高い状況である。それだけ勉強しているなら特許訴訟に対して相談できる弁護士や判断していただける裁判官がたくさんいるのか、ということこれはNOである。ダブル/トリプルメジャーといった複数の得意領域を持った法曹家が殆ど居ない。日本特有の年功序列から複数分野に秀でた人材が輩出されにくい。まれに居たとしても裁判官の場合ローテーションと称し、有効な活用を行っていない。これが実態である。法曹界全般に科学技術についての知見がまったく不足している。高校の初等レベルの数学的知識も満足にあるか判らない人間が、高度な数学や科学的知識をもって解釈しなければならない知的財産の裁判における判断の担い手になるのである。知財の裁判に必要な知見は（法曹界の人間は猛反発するかもしれないが）、法律が主ではない。これは明白な事実である。法律は基本概念として関与しているが、あくまでそれは枠組みであり、技術的な解釈が重要な判断ポイントとなるのが殆どのケースである。使用する法律も、一般民事訴訟とは異なり、多くの訴訟では極めて限定したものしか使用しないのである。判断しなければならない主となる問題に必要な知見は科学技術に関する知見である。それが正しい結審に必要な知見である。はるか昔、特許を初めとする知的財産の保護については、人が「みてわかる判断」であったのかもしれない。現在の科学技術は劇的な進歩をしている。科学技術の進歩のスピードに裁判制度はついてきているのであるか？人材もついてきているのであるか？まったくついて来ていないのである。さらに特許等知的財産は広く強く保護される方向であり、その範囲は広がってきている。裁判官の資質・とりまき制度も大きく変換する必要がある。知的財産に関わる裁判官の資質や知見は、通常の裁判官と大きく異なることは明白である。私がヒアリングした大手企業の方々は「言葉の問題、コストが高くなる海外での訴訟をあえて選択せず、本当は訴訟を日本で行ないたい」とのことであった。それでも大企業はコストが高くなっても、なんとか海外で訴訟してなんとか生き延びるかもしれない。中小企業やベンチャー企業はそんなことが可能であるはずがない。</p> <p>科学技術創生立国を目指す日本において、日本の法曹界が、科学技術を創生するそういった芽を摘んでいる結果となっているのではないか。こういった主張に法曹界は真摯に受け止める必要がある。我が国の科学技術創生や高コスト構造となっているのは今の法曹界の体制である事を。また政府も是非改革に邁進していただきたい。今回の「知財高裁をつくり、すこしでも知的財産権に詳しい裁判官を集中して配置する」ことは極めて重要であると思われる。是非賛成したい。ただ知財に関わる関係者等が危惧しているもっとも重要重大な問題点は、「知財高裁」だけでは解決しない。「知財高裁」制度は、制度改革に前進すると思われるので賛成するが、技術的知見をもったものを法曹界に多く投入し、弁護士は勿論、裁判官にも知財裁判に積極的に取り入れる制度を速やかに打ちあげない限り真の問題解決は可能とされない。現在、専門委員の導入が進められていると聞いているが、この制度は調査官の延長線上にあり、判断を行なう裁判官の資質の問題は依然として解決されてはいない事は明白である。裁判官自身が真に技術を自ら理解し、争点となっている問題を判断できる。そういった資質を持った裁判官を採用すべきである。知財高裁には、技術判事制度を設置し、技術に詳しい判事を裁判に導入することを強くお願いしたい。</p>
45	<p>(1)知財高等裁判所の設置 賛成です。知的財産の専門性を考慮し、日本でも早く設置していただきたい。このままだと日本は知財後進国となってしまうので何とか善処してもらいたい。(2)特許審査迅速化法の制定 賛成です。日本での特許審査にかかる審査期間があまりに長すぎるため、特許審査の迅速化法の制定を早く行っていただきたい。日本の特許政策を促進させるためにも、是非お願いしたい。また、特許審査請求料も是非値下げの方向でご検討いただきたく、特許出願を後押ししていただきたい。</p>
46	<p>アジア諸国の中で、日本は知的財産に関してはかなりの後れをとっていることは自明であり、専門審議官を持つ知財高等裁判所の創設無くしては、知的財産権の真の保護をかくほできない。また、特許審査の遅れにより、有用な発明が世に出る機会もしばしば起きている上、日本の法整備の遅れから優秀な研究員とその成果物が海外に流出していることも否めない。特許審査迅速化法の制定を急ぎ、特許に関する環境の改善がなければ、日本の知的財産を守り、経済活動の活性化につなげることはできない。</p>

47	<p>(1)知的財産高等裁判所の創設、(2)特許審査迅速化法(仮称)の制定について賛成いたします。ベンチャー企業創生を行なう立場として日本の知財に関する法曹界のレベルは極めて低いといわざるを得ません。具体的には特許実務がわかる弁護士は極めて少ない。科学技術のわかる弁護士は皆無に等しい。科学技術の知見に明るい弁理士もそれほど多くはない。さらに特許審査は遅く結果、技術開発型ベンチャー企業においては、対策として特許成立を待たずに企業に技術を使用する権利を譲渡しているのが実態である。そして、こういった事で紛争がおきても、科学技術に明るい有能な弁護士が用意できない上、裁判かまはまった科学技術の理解がなく満足な裁判が提供されていないのがこの国の実態です。いち早く知財高裁の創設をし、知財裁判の底上げをしていただきたい。そして科学技術がわかる判事を採用し現場につけてほしい。また特許も迅速化し、技術開発型ベンチャーの資金調達が容易になるよう政策をすすめていただきたい。</p>
48	<p>知的財産高等裁判所の早期創設を強く希望します。また国力強化のためにも特許審査の迅速化、効率化が必要と考えます。</p>
49	<p>知財高裁の創設及び迅速化法の制定を支持します。私は医学者としての研究成果を広く社会に還元する目的でバイオベンチャーを設立しました。知財基本法の制定から今日に至るまでの知財戦略本部の取り組みを高く評価し、わが国においてもようやく機は熟したと判断して、事業化に踏み切りました。知財の保護・育成が国家としてきちんとなされることが事業発展の大前提であり、国際競争の中で制度の遅れがこれ以上拡大することは死活問題です。私の友人にも同様の意見を持つものが大勢おります。権利保護強化の歩みを遅らせたり、後戻りしたりさせないで下さい。</p>
50	<p>知財高裁と審査迅速化法は2つの柱。さる7月に小泉首相以下、全閣僚と民間委員で決定した知的財産戦略推進計画の中には、2つの重要な柱がある。知的財産高等裁判所(知財高裁)の創設と特許審査迅速化法(迅速化法)の制定である。いずれも来年の通常国会には法案を提出することを明記している。ところが最近、これに反対する動きが活発になってきた。知財高裁創設に反対なのは司法であり財務省であり、守旧派の法律家らである。迅速化法の制定に反対色を強めているのは特許庁である。反対勢力は、90年代後半から世界的に急進変革している技術革新の中で、日本の産業技術の研究開発のあり方と産業競争力をどのように強化するか、そのビジョンを明確に描ききれていない人々に見える。自分たちの組織の温存と立場だけを考え、国民・ユーザーの立場になっていないことは明らかだ。外国にも分かる知財裁判所が必要だ先日、内閣官房の知財戦略本部の中に設置された「権利保護基盤の強化に関する専門調査会」で、吉野浩行・本田技研工業前社長は、知財高裁創設の必要性に言及して「アジアの勃興で、我々の持っている権利が中国などで侵害されている。いずれ日本市場にも(模倣品が)怒涛のようにやってくるので、迅速に対応する必要がある。体制の強化に加えて、きちっと(日本は)やるんだというメッセージが大事だ」と発言した。吉野さんが言うメッセージとは「知財高裁」であり、外国からも見える存在感を示すことが重要だという主張だ。技術革新の嵐の中で模倣品と闘っている企業経営者だからこそ重みがある。しかし最高裁など反対勢力は、すでに機能的には知財高裁と同じものが東京高裁にできていることをあげ、財務省は予算の関係から反対だという。しかし知財高裁の設置費用は、長官1人の給与が増えるだけで、後は知財専門部の費用と同等であり財務省が強力に反対するような理由は見当たらない。</p>

	<p>特許庁の審査業務の効率化も重要だ50万件という大量の未審査特許案件を抱えた特許庁は、このほど任期付審査官を毎年100人、5年で500人を採用する方針を発表した。産業界や大学で研究開発や実務経験のある人を採用し、審査官として7年勤務すると、弁理士資格を取得できることが「売り」になっている。30歳前後の企業の研究開発従事者で、今後、知財の分野で活躍することに関心のある層をターゲットにしているという。結構なことだが、特許庁には注文がある。特許庁が希望していた定員増員が任期付審査官という形で実現するが、審査処理件数に関して情報公開をしてもらいたい。元審査官の話では、審査官の業務は効率が悪く、審判官や事務官は相当余裕がある。特許庁は組織として経営マネジメントができていないとの指摘がある。審査官の中には働く人と、働いていない人がいるという証言もある。また、審査の先行技術調査をしている財団法人工業所有権協力センター（PCC）には、千人以上の調査員がいるが、その費用対効果はどうなっているのか。特許庁だけでなく、一体化しているIPCCの業務も入れた経営実態を国民に公表してもらいたい。迅速化法制定に後ろ向きは政府の方針に反することだ。特許庁は、審査迅速化法の制定に後ろ向きに転じている。本音は制定に反対だと受け止められる。特許庁内部では、実用新案やPCCに関する整備法を「策ね法」と呼び、その成立だけでお茶を濁し、努力義務の入った迅速化法の制定は、しないようにしようという魂胆らしい。今年7月に成立した「裁判迅速化法」を手本にし、すべての審査・審判を一定期間内に出すよう努力義務を明記した迅速化法が必要だ。審査迅速化法の制定は、推進計画に明記され、政府の方針として定められ、政府一体となって取り組むべき施策である。それを特許庁が勝手に解釈し、組織的に勝手な施策を打ち出して取り組むようなら、国としてのあり方が問われる事態だ。大体、知財戦略本部長である小泉首相の了解を付けているだろうか。国会の場で明らかにするべき問題だ。産業界、大学、研究機関の研究者、弁護士、弁理士など改革推進に取り組む人々は、知財高裁創設、審査迅速化法制定に反対するような抵抗勢力を断固として排除する姿勢を示してもらいたい。</p>
51	<p>現在の国立法人化等の、大学への締め付けと改革で、大学側から特許を「搾り出す」ことができて、その先特許審査の迅速化がなければ、有効活用されない。ぜひ知財高裁の創設と迅速化法の制定を実行していただき、審査の迅速化を実現していただきたい。</p>
52	<p>1.知財高裁を設置することに賛成。（アナウンス効果がある。米国は設置済みであり、EUも設置予定である。日米欧の三極を調和すべき） (1)第9番目の高裁とする。（東京と冠をつけるのはおかしい。巡回裁判しやすくなる。今までの8個の高裁の一つの裁判所が全国を巡回するのは変） (2)技術判事を作る。（議事録を見ると、竹田氏、高林氏の判事経験者も技術が分かることが重要と証言している。そうであればすぐ作れば良い。竹田氏の裁判官制度は司法試験に合格し・・・というのは誤りではないか。法学部教授など抜け道もあるし、最高裁の裁判官は司法試験を合格していない。） 2.特許審査迅速化法を制定することに賛成。 (1)1年以内で審査・審判を行うと明記せよ。（世の中は不況である。人材を教育して審査すべき。その前に、特許庁の効率性を説明すべき。遊んでいる審査官がたくさんいる） (2)新しい法律として制定すること。（既存の特許法の法改正ではダメ） (3)特許庁の幹部を民間から採用すると明記せよ。（真の経営者を登用して、特許庁改革をしたらサービスが良くなるだろう）</p>
53	<p>バイオやナノテクノロジーなど先端技術の国際競争力の基盤を整備するため、知的財産高等裁判所の創設と特許審査迅速化法の制定に賛成いたします。今やわが国の裁判制度と特許制度がバイオやナノの技術革新に対応していないため、わが国の企業や大学は知的財産確保の点で、米国に大きなハンディキャップを背負わされています。また、昨年の遺伝子特許出願で中国が急増したように、今後、アジア諸国の生命科学やナノテクノロジーの研究開発は急速に発展し、現状の特許、裁判制度の改革なしには、アジア諸国の追い上げにも、対応できないと懸念しております。一刻も早く、権利保護基盤の強化を実現していただきたい。</p>
54	<p>審査迅速化法に反対する特許庁の本音はよくわからないが、要するに今まで以上に忙しく仕事はできない、ということであろうか。解決のためには、法案の実現可能な人的資源の投入はもちろんのこと、審査官のヤル気を上げるために、従量制（審査件数）による給与体制の導入も考慮すべきではないだろうか。</p>
55	<p>以前、大学の授業で特許について学びました。日本は他の先進国、アジア諸国と比較してもあまりにも制度面が、整っていないことに驚いた記憶があります。マスコミでも、知財や産学連携等について日々大きく取り上げられますが、まず特許の価値を認識し、活用できるような環境整備、特許知財高等裁判所の設置、特許審査迅速化法の制定等が必要だと思います。</p>

56	<p>一部の既得権益集団のために、日本全体の特許政策が大きく後退し、日本の産業界に大きな被害が及ぶような法案潰しを阻止するのはどうかと思います。</p>
57	<p>1.知的財産高等裁判所の創設に賛成します。 2.特許審査の迅速化法(仮称)の制定に賛成します。 (理由)経済のグローバル化、規制緩和の促進で、企業活動は文字通り自由競争の荒波に巻き込まれております。正当な自由競争は企業にとっても需要者にとっても歓迎されるものです。しかしながら、自由競争は必然的に不正競争を招きます。現実に、国内や外国で不正商品の販売が行われています。莫大な資金を投入して開発した新製品や新技術、独創的な著作物が模倣盗用されること、即ち、知的財産権の侵害を受けることは、開発者である企業は勿論のこと、需要者にとっても許せないことです。知的財産権の侵害に対する法的救済は、迅速且つ妥当なものでなければなりません。しかしながら、原稿の我が国の裁判制度では、経済のグローバル化による大競争時代において、知的財産権の侵害の救済に迅速に対応することは殆ど不可能であると思います。従って、知的財産高等裁判所の創設に賛成します。大競争時代における新製品・新技術の開発競争の激化は、競争者数の増加、開発期間の短縮、製品寿命の短縮などをもたらしています。このため、発明の早期権利化、即ち特許出願の審査期間の著しい短縮が望まれます。これまで特許庁において様々な対策が講じられ、それなりに効果をあげています。しかしながら、このような審査期間の短縮の対策は限界にきていると思います。従って、特許審査の迅速化法(仮称)の制定に賛成します。</p>
58	<p>知的財産高等裁判所の創設及び特許審査迅速化法(仮称)の制定に賛成いたします。今後の日本の産業構造を考えると知的財産の有効活用及び、新たな知的財産の開発・振興が欠かせない。そのためには、欧米諸国に比較して遅れている、法整備そのものとそれらを活かせる人材組織機能の設置が必要不可欠と考える。</p>
59	<p>知的財産高等裁判所の創設に賛成します。 理由 (1)現状での反対意見の内容 設置に反対する意見も多いと聞いています。その多くは、現状では問題がない、東京高裁の専属管轄で解決できるとの考え方が多いと思われます。これらは、きょう あすだけを前提としているのではないのでしょうか。もっと先を見た長期政策的観点が見られます。数十年先を見据えた、知財司法の真のあり方についての議論が必要です。 (2)公共政策の反省 長期政策については、我が国が最も弱い点です。産業政策的にも、苦い経験があります。眼前の技術的な対応を真摯に進めた結果が、技術的には優れているものの、知財の対応遅れ、標準化対応の遅れで、世界的規模への発展が阻止された例は数限りありません。パソコンOS、携帯電話、ハイビジョン等 であり、燃料電池やITタグなども今、その危機に臨んでいます。その場限りの、又は問題が起きたら対応しようとする短期的政策が原因の一つです。数十年先を見越した政策が出来なければ、日本は将来も低迷します。家を先に建てるのではなく、道路を先に作らなければ、現在の東京都内のような悲惨な都市計画となります。悲惨な状態となってから、新たに太い道路を作ろうと思っても修正には100年計画が必要であり、それでも望ましい形にはなりません。現状は大きな問題がないからではなく、数十年先を見据えた長期的な政策が今必要です。 (3)将来進歩への対応 諸外国に例がないから、我が国が最初に創る必要があります。外国に例がないから創らないでは、いつまでも日本が世界一にはなれません。今後とも、日本の技術は飛躍的に進歩します。バイオ、ナノテク、ITなどが単独で進化するだけでなく、これらが融合した技術が生まれ、それらが今後の最先端技術となります。さらに、国内の知財訴訟は急激に増加し、国際的訴訟もさらに複雑になる。裁判の迅速化については、益々要求が厳しくなることは明らかです。このような現状を考えると、来年の民訴法改正をも含む、現状の裁判の仕組みで問題ないとする考え方は、問題の先送りとなります。真に、日本が知財を国家政策とし、司法関係者がこのような予測容易な近未来の司法判断のあり方を真剣に考えるならば、世界的に専門訴訟解決の象徴的存在である知財高裁の設置は当然のことと思料します。誰でも現状を変えることをためらいます。しかし、今回の決断が、今後10年先、50年先に日本の司法を世界で最先端の制度にする端緒と確信致します。</p>

60	<p>日本ではベンチャー企業の置かれている環境は非常に厳しく、特にベンチャー企業の特許が守られていない状況に危機意識を持っておりますので、一筆書かせて頂きます。さて、米国経済はベンチャー企業の興隆で長期の発展を続けています。バイオやエレクトロニクスなど戦略分野において、20年前は日本と米国の技術水準はさほど変わらなかったのに、ジェネンテックやシリコングラフィックスなど米ベンチャーの活躍により、今では決定的な差がついてしまいました。米国ベンチャーの興隆は、米国では特許審査が迅速で、特許裁判で迅速な判決が出る(和解ではない)ため、国を挙げて特許が明確に守られていることが実に大きい。知財裁判所があり、専門的な事案でも迅速な裁判が進行しています。しかし日本ではベンチャー企業が画期的な発明を行ない、2年も掛かって特許を習得し、事業化しても、大企業や外国企業がすぐに真似をして、それで何もかもお終いです。日本でベンチャーを興してもすぐに真似され破産するだけなので、米国でベンチャーを興す日本人も多い状況になってしまいました。日本で特許裁判になれば、約1億円の費用と5～10年の歳月が必要です。大企業なら耐えられてもベンチャーでは不可能な話です。本来ベンチャー経営者は研究開発に専念すべきなのに裁判に取られる費用・時間・労力・心労はとも大きい。日本経済の再生のためには裁判の迅速化と裁判官の専門化が絶対に必要です。日本国政府が「知財侵害は許さない」という態度を明確にしなければ、日本におけるベンチャーの興隆はありえません。国・地方ともにベンチャー振興に多額の補助金や産官学インキュベーションセンター建設などを行っており、弊社も入居しておりますが、肝心の知財が事実上守られない状況ではベンチャー興隆などは絵に描いた餅であり、莫大な税金が無駄になっており残念です。最近の特許紛争においては、裁判所が和解を求めるケースが多く、一見して裁判期間は短くはなっていますが、これは国内だから通用する話であり、外国企業相手など国際的な特許紛争では通用するはずもありません。逆に日本は外国企業に馬鹿にされ、ますます外国企業の日本特許侵害が増えるのは間違いありません。これまでの国際特許紛争では、日本企業が欧米企業の特許侵害を行い、欧米で裁判になるケースが多かったのですが、現在は韓国・中国企業が日本国内で日本企業が知財を所有する商品をコピーして販売するケースが多くなっています。日本の民事裁判は遅いのでやりたい放題です。</p> <p>どうか知財制度を充実させ、安く、迅速に、特許審査が行えるようになり、また、安く、迅速に、裁判が行えるように、専門の知財裁判所を創設して欲しいと思います。そして「知財侵害は許さない」という毅然たる態度を日本国政府が示して頂きたいと思います。</p>
61	<p>(1)に関して、知財高等裁判所は創設すべきであると考えます。そして知財に関しては技術に精通している人が評価すべきであると思います。その道に精通している人が審議するのは当然です。(2)に関して迅速に決めるべきです。なので当然制定に賛成です。知財に関してだけではありませんが、日本は判決が遅すぎると思います。</p>
62	<p>1年以内で成果を求められている現代で特許審査に時間が掛かるということは時期を失う事に等しいと思います。さらに知的財産が保護されないとしたら大海に漕ぎ出す小船のようなものです。教育の弊害で、しょうか文系と理系と厳然と判ってしまう程専門分野の特化は進んでいます。理解できる人が効率良く仕事を進めていく事がシンプルなのではないでしょうか。</p>
63	<p>私は理工学部在籍の学生です。法律のことについてそれほど詳しい訳ではありませんが、知的財産について思うところがあったので投稿させて頂きました。私が理工学部で学んできて感じたことは、大学の国際競争力への貢献度が引く引くではないかということです。今でさえ産学連携を叫んでいますが、まだ身近になったとは言えず感じています。その理由として考えられるのは、やはり大学の特許出願が活発でないからだと思います。いまだ研究は論文重視ということは大学にいて実感しましたが、それでも特許出願しようとならないのは研究者が裁判になった時に勝てない、割にあわないと考えているからだと思います。ソフトウェア特許問題の審理を、この種の問題に全く素人の裁判長が担当しているという話を聞いたときはあきれました。知的財産高等裁判所の設立は、もの作りの支援を押し進めるのと同時に必要だと考えます。私の大学でも法科大学院が設立予定で、技術を知った弁護士というものに大変興味を持ちました。このような技術裁判官の育成と増員、実質的な特許裁判所の設置は急務であると考えます。理工学生は研究職」といった道以外にも、同じもの作りが好きの人を助けたいと考えている人もいるのだということを知って頂きたく思います。</p>

64	<p>知的財産権高等裁判所創設と特許審査迅速化は当然に必要なだと思いますので、これらが後退しないようにする必要があります。そのための手段として、特許を取り扱う裁判官、審査官の増員も必要ですが、請求項や明細書が処理しやすい構造を持つことで、裁判官や審査官の処理効率を向上させることも重要だと思います。請求項記述言語、明細書作成支援ソフトウェアによる請求項や明細書の構造を整えることで、処理しやすく、理解しやすく、権利としても強い特許権が生産できるようになると思います。</p>
65	<p>(1)知的財産高等裁判所の創設 賛成です。別立ての9番目の高裁として、技術判事も作ってください。知識基盤社会です。知財高裁は必需品です。(2)特許審査迅速化法(仮称)の制定) 賛成です。1年以内で審査せよという条文が必要です。遅い審査は経済にとって悪影響。意匠、商標が権利の対象物を補正できないように、特許の特許請求の範囲の補正や分割も出願から2年を超えたら補正できない仕組みが必要。権利範囲の未確定は百害あって一利なし。資本力が強い企業に有利な法改正ばかりするのは間違いです。</p>
66	<p>(1)知的財産高等裁判所の創設 大賛成。直ちに設置してください。遅い裁判、和解の強要、技術音痴。日本の裁判は最悪です。(2)特許審査迅速化法(仮称)の制定) 大賛成。特許庁は特許法の改正などの「束ね法」でお茶を濁そうとしているが職務怠慢。審査期間を1年以内としてください。大企業有利の法改正の禁止を規定してください。</p>
67	<p>どちらの政策も、即刻実行に移すべき課題であると考えます。現状の制度が社会の複雑化と高速化に対応できていないことは明らかです。このままでは、制度改革を進める国々の後塵を拝することになります。反対論者は既得権にしがみついて国益を無視していると思えます。新しい制度の導入に伴う問題点は、明確になった時点でその都度改めれば良いはずですが、また、試行錯誤無しに日本に適した制度が出来ればはるもありません。導入が遅れば遅れるほど、他国との競争力が開いてしまいます。ぜひ、知財戦略の最優先事項として改革をお願いいたします。</p>
68	<p>審査促進の問題で重要な前提は、必要な案件のみ審査すればよいということであり、「必要なもの」という条件は、本来「事業化の可能性が高いもの」という意味で捉えられることが最も望ましいと考えます。しかし、現状は技術マーケティングのインフラストラクチャーが不十分であるため、「必要なもの」という条件は「将来の可能性がはっきりしないもの」まで含まれることとなり、この事実が審査遅延の温床となっています。米国は先発明主義なので発明の公開により技術マーケティングを行いやすく、また、このマーケティングを通じて見通しが立ちやすいので、資金調達も円滑に行い易くなっています。これに対し、我が国などの先願主義国では、マーケティング及び資金調達前に出願を行う必要があります。しかるに、明細書作成にも相当の経費が必要なので、出願人のリスクも大きくなります。上述のメカニズムにより、市場性がはっきりしない割りに方式要件充足のため重厚長大となり無駄となるかも知れない出願の割合が増え、しかも重厚長大であるが故に審査の促進についてもマイナスとなります。このように、先願主義と新規事項の追加禁止にこだわりすぎると、結果として事業化されないものまで審査せねばならないという非常に矛盾した状態が生じることとなります。また、当初から新規事項追加の禁止要請を厳格に意識しすぎると、明細書作成の費用も増大し、国内でいたずらに争って、海外出願の機会を逸することにもなりかねません。一方、新規事業の場合は、技術的な原理と市場ニーズとが融合して初めて有益なクレームの構成要件が定まることも多いと考えられます。このような段階で、クレームを厳格に決定するのも本来は不必要なことであり、技術的な事項と適用範囲が書かれていれば十分と思われます。したがって、方式要件が非常に緩やかな仮出願の制度を設け、国内優先権の弾力的運用によって、最終的な市場に合致したクレームを1年以内に追加記載できる仮出願の制度なら十分です。海外出願により外貨を獲得するにはPCT等の適用を考えるべきであり、日本国内で争っている場合ではありません。ところで、仮出願を円滑に機能させるには、出願と同時にグレースピリオドを認めることが大切です。これにより、発明の価値を減殺することなく、マーケティングが可能であり、その結果、市場性のないことが早々に判明した出願については、審査請求もなされずに規模も自然と縮小していくこととなり、結果として、審査遅延の問題は解決されるのではないかと考えられます。</p>

	<p>国内優先権の基礎とされない不要な出願に関しては、公開の必要もなく、その分審査文献の増大も効果的に抑制されることとなります。審査請求の印紙代を値上げし、それによって結果的に出願が抑制されることは、将来の可能性にとって大きなマイナスとなります。米国のような簡易な適用要件のスマールエンティティーの制度が望まれます。適用要件が厳格なら、事務手続きの不要な労力が発生し、印紙代を減免する趣旨が損なわれるからです。本来的のどのような人物や組織がなした発明を保護すべきかという見地から問題点を把握し、本質的な議論のなされることを切望致します。</p>
69	<p>日本は、自分の発明した製品の権利を保障されることなく、途上国の(自分の都合でしかものを考えない国々)コピー商品がブーメランの様に輸入され法律上保護されない状態に陥っているにもかかわらず、既得権を守ろうとする一部保守勢力の反対によりジレンマに陥っている。時間との勝負の時代に入っているこの時代に、官民一致して日本国の利益(国益)を守るべきである。今からでも遅くない、一步を踏み出そう</p>
70	<p>知的財産高等裁判所を創設し、知財に関する専門家を日本で養成してください。特許審査迅速化法を成立させ、世界に通用するシステムを日本で構築してください。</p>
71	<p>(2)特許審査迅速化法(仮称)の制定に関して 審査の迅速化は重要だと考えます。しかし、現行の特許法の下でも改正すべきことがあるのではないのでしょうか。技術分野にもよりますが、特許出願に図面又は表を付して出願されることが多いと思います。ヨーロッパ特許法規則第29条第7項では、図面を使った出願では、特許請求の範囲に図面の参照符号を付すように規定し、参照符号を付すことは権利を限定するように解釈されない旨定めています。審査官が審査の際に、図面を見ながら各請求項に係る発明を理解することは当然の行われています。参照符号があれば、審査官の発明の理解が容易となります。他人の特許を理解する際にも参照符号があった方が助かります。権利範囲に影響を与えないのであれば、出願人は反対する理由もありません。また、ヨーロッパと日本との間でのハーモナイズにもなります。現在は、ヨーロッパ出願の際にはわざわざ参照符号を入れて書き直す必要があるのですから。特許審査迅速化法も結構ですが、特許法及び施行規則などの改正でも、審査の迅速がはかれますので、並行して進めるべきです。</p>
72	<p>知的財産高等裁判所の創設、特許審査迅速化法の制定のいずれも、日本に於ける知の創造を適切に評価し、守っていく上で当然不可欠だと思います。可及的速やかにこれらが実現することを強く希望します。</p>
73	<p>他国が標準化している事なので、設置する事で、日本国内のみならず、他国と対等に権利を守っていけるのであれば、必要なことだと思います。日本の産業発展に必要な事と思います。</p>
74	<p>1. 知財高裁」構想について 知財立国に向けての知財戦略が、今後急進展して行くはずだ。そうすると、科学技術のレベルは今よりもさらに高度複雑化することが明らか。IT、バイオ、ゲノム、エコロジ等々、ハイテク関連発明の特許出願が増えており、これらハイテク特許の侵害訴訟は技術内容を専門的に理解できる人材が関与する専門高裁が必要である。 2. 出願の「審査等の促進法」の制定について 特許等に早期権利化実現は知財戦略を実効のあるものとするため、必要不可欠である。特許庁、経産省が模索中の審査促進構想は、審査官の増員と先行技術調査人材の拡充を核とする促進策が検討されているが、人材補強拡充も必要ではあるが、手数の増強に依る方策には限界がある。ましてや、出願数を抑制する方向の意見も一部にあるが、知的創造サイクルを活性化しようとする基本理念に反する。審査のスピードアップを実現するためには、審査制度における審査対象範囲を見直す必要がある。特許要件のうち、「新規性」と「先願」の審査を出願審査の中心に据え、「進歩性」の審査は審判や異議申立、訴訟段階で「無効理由」として判断をする方式に制度を改革する。先願や新規性の判断は出願発明と先願発明又は公知技術との同一性の判断が中心になる。しかし、「進歩性」の判断は解釈論が不可避であり判断に時間と手間がかかる。そこで、出願中(特許前)の審査は「公知」であるか否か、即ち「新規な発明」であるか否かを中心に審査を進める制度にすれば審査のスピードアップに資するものである。人的組織の拡充に加え、制度システムを改革しなければ、審査の促進を実現することは不可能であろう。以上</p>

75	特許法や実用新案法のマイナーチェンジの束ねたものは、特許審査迅速化法ではない。その際に、「特許審査を1年以内とせよ」という規定ではなく、「1年以内に審査を完了しないときは、国は、出願人に対し、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる」という法律事項として明確に規定すべきである。
76	知的財産高等裁判所の創設」及び「特許審査迅速化法（仮称）の制定」に全面的に賛成する。
77	膨大な情報に取り囲まれている現代の状況下においても、是か非かを問われる人間には、個々の案件を囲むなるべく多くの情報を入力し、その結果を出力する義務があると考えます。しかし、その一方でその作業が人間の許容量をはるかに超えるようなものであるならば、その任にあたる人間ができるだけその分野に近い環境で必要な情報を得ることができ、かつその他の情報入力をなるべく控えることのできる環境が必要と考えます。そのためにも、知財に特化した裁判所 裁判官が必要であると考えます。
78	知財専門高等裁判所の創設、特許審査迅速化法の制定、ともに日本の緊喫の課題として、賛成します。私は、この1月から渡米して当病院で研究に従事しておりますが、「特許の取得・活用」が極めて日常的であり、これが研究者のインセンティブの相応の部分を含んでいることを強く感じています。無論日本でも特許の取得は奨励されていますし、評価もされます。しかし、日本においては、こちらにおけるほど「特許の取得」が大きなインセンティブとなっていません。これは、極めて端的に、身近に「特許で成功した人」がないことによるものだと思います。こちらに来て驚くのは、比較的細かな特許に関しても、それがビジネス、もっと端的に言えば、お金に結びついていることです。そしてこれを可能にしているのは、「特許」に関する市場の成立であり、その前提となっているのが「特許」に対する迅速で的確な評価であると思います。勿論、一時代を画す様な大きな特許に関しては、特許制度が迅速であろうがなかろうが、又、評価が多少おかしかろうがそうでなかろうが、相応の額の経済的効果を生み出し得るのだと思います。しかし、その様な特許は、運や才能に左右され、ごくまれにしか出ないもので、一般的な研究者のインセンティブにはなりがたいものだと思います。そうでない、ちょっとした思い付きやちょっとした工夫が特許になって経済的価値を生み出せてこそ、それは数多くの一般的な研究者のインセンティブとなり、ひいては国家の科学技術を発展させる原動力となり得るものだと思います。そしてこの様な比較的小さな特許が、小さいなりに正しい経済的評価を受けるためには、「特許の迅速で的確な評価」と、これに支えら得た市場の形成が、欠かせないものと考えます。「特許の迅速で的確な評価」は、既存の組織、既存の仕組みの変更でも可能と言う意見も散見はします。しかし、既存の組織、仕組みが現状において機能していないと言う事実、目をそむけるべきではないでしょう。「的確な評価」には、科学技術と法律の両方に深い知識を持った専門化を擁する専門の組織が必須とされますし、「迅速な判断」には、「迅速さの客観的な指標」が必要でしょう。これらの必要性を直視することなく、小手先の改革でお茶を濁すだけでは、日本は永遠にアメリカに追いつけず、それどころか、早晩急迫するアジア諸国に追い越される事になるものだと思います。

知的財産高等裁判所」の創設については、多くのユーザーがその必要性・合理性に疑問を呈しているにも関わらず、既に与党において決定済みの政策であるとして、反対論の提出を控える向きがあります。しかしながら、一国の司法制度を変更するにあたり、初めに結論ありきの政策決定過程を看過することは、民主主義の否定に他なりません。よって、以下の通り、反対意見を述べます。事務局の意見募集まとめが、反対意見の存在をも反映する透明性を確保したものであることを期待いたします。

1. 「法律上の知的財産高等裁判所」を創設する必要性は認められない 多くのユーザーが疑問に思うのは、「なぜ、知的財産高等裁判所を創設すべきなのか」という点です。創設必要性の根拠として主張された項目のうち、現時点においてなお残っている論拠は「看板の掛け替えによる効果」のみだと言われております。しかるに、その看板効果すら、その効果が全く示されていないという現状において、一国の司法制度を軽々に変更するのは極めて無責任な施策の在り方ではないか、と考えます。

79 創設論における必要性論拠について 1) 紛争解決の迅速性については日本の知財訴訟実務は、一般事件よりも、また、米国の知財訴訟よりもはるかに迅速化されていることが統計上も明らかになっております。専門調査会において紛争解決に11年かかったとして引用された事例は、被告による証拠ねつ造という特殊な事件であり、また同訴訟におけるような裁判所の訴訟指揮の問題は現在では過去のものとなっております。2) 判断の高裁レベルでの早期統一、判断の予見可能性の向上については、平成15年民訴改正（控訴審の管轄が東京高裁に集中され、5人合議制も導入）により、かなりの程度で充足されるものと予想され、このように、東京高裁の知的財産部（3民、6民、13民、18民）は、世界的にみても最新鋭の「実質的な知的財産裁判所」と評価しうるものです（平成15年民訴改正により、特許権等に関する訴えについては、控訴審が東京高裁の専属管轄とされる（6条、6条の2）と共に、事件の内容に応じて「5人合議制」（269条の2、310条の2）が可能となっており、その運用により、事実上、高裁レベルでの判断の統一を図っている）。

なお、当初主張された「全判事参加による大法廷制度」を導入した場合には訴訟遅延の恐れもあります。この点、法律審であるCAFCと異なり、日本の下級審は事実審であり、合議体構成員全員が個別の証拠評価を含めて合議して事実認定を行う必要がありますので、「知的財産高等裁判所」を設け、全判事参加による大法廷制度を導入しても、実際上うまく働かず、かえって審理に時間を要する結果となり、訴訟遅延の恐れがあります。むしろ、平成15年民訴改正により、特許権等に関する訴えについては、控訴審が東京高裁の専属管轄とされる（6条、6条の2）と共に事件の内容に応じて「5人合議制」（269条の2、310条の2）が可能となっておりますので、その運用により、事実上、高裁レベルでの判断の統一が期待できます。3) 創設必要論者においても「法律上の知的財産高等裁判所」の具体的内容について、平成15年民訴法改正による実質的な知財高裁と全く同様の専属管轄・競合管轄、及び5人合議制を踏襲し、さらに、現行同様の法曹裁判官と人事異動を内容とするという考え方がありと聞いております。しかしながら、このような考え方に対しては、実質的に東京高裁知財部と同じものを、なぜ新たに独立した別の裁判所として創設する必要があるのか、という疑問がむしろ深まるのではないかと、思われます。4) 看板効果 諸外国との対比での技術立国・知財立国へのプレゼンスとして大切」について。知財高裁創設必要論者は、実質的な知的財産裁判所が存在しているとしても、「法律上の」知的財産高等裁判所を創設することが、諸外国との対比での技術立国・知財立国へのプレゼンスとして大切であると主張されています。しかしながら、「法律上の知的財産高等裁判所」の看板を掲げることによって、なぜ技術と投資を日本に呼び込むことになるのか、なぜアジアをリードすることになるのか、また、具体的にどのようなメリットがあるのかについては、今日に至るまで全く説明されておられません。

少なくとも現在、知財高裁のメリットとして主張されている事柄は、いずれも法律上の知財高裁を創設しなくてもすでに実施している事柄または実施可能な事柄であり、ユーザーとしてはこれをもって「知財高裁のメリット」と呼ぶことはできないのではないかと、思われます（実質上の知財高裁においても調査官、専門員の充実、知財訴訟ルール、国際交流、インターネットによる知財判決データベース等の情報化、は実行済みであり、その他、地方アクセス、人材育成、人事・予算運用は、法律上の知財高裁を創設しなくても実施出来る事柄である）。

また、さらに、「知財重視の国家的意思表示」自体も、法律上の知財高裁を創設しなくても、「知財立国」宣言その他のメッセージを発することによって十分可能ですから、創設理由には成り得ないと思われま

す。

2. 「法律上の知的財産高等裁判所」を創設する合理性は認められない。そもそも、知的財産高等裁判所創設論は、「我が国も米国のCAFCのように」、または「諸外国のように」、知的財産専門の裁判所を創設することが、政府の「知財立国」政策にそうものであるとして主張されてまいりました。しかしながら、これらの論旨は明かに外国法制度に関する誤った情報に基づくものでした。誤った情報に基づいた政策判断は、正確な情報に基づいて見直しをすることが求められます。過ちが明らかになったにも関わらず、走り出したら止められないという政策決定過程の在り方は、極めて危険なものではないでしょうか。また、今後の司法制度設計において禍根を残すことが予見されます。1) 知的財産訴訟のみを専門とする独立の裁判所を創設するという考え方は、これによって必然的に生じる弊害を考慮した結果、米国CAFCの設立の際に既に否定された考え方であり、国際的にも、侵害事件を含めた知的財産訴訟のみを専門とする独立の裁判所の創設は類例がありません（いわゆる「知的財産裁判所」として報告されたアメリカ、イングランド、ドイツ、韓国における裁判所は、いずれも、知的財産権訴訟の審決取消訴訟から侵害訴訟まで全て扱い、かつそれ以外の事件を扱わない専門裁判所ではない。その他、これまでには、諸外国におけるかかる意味での知財専門の裁判所の類例は報告されていない）。従って、日本が弊害を無視して法律上の知財高裁を創設した場合に、日本の司法制度への信頼が高まるのかどうかには疑問が残ります。むしろ、技術立国「知財立国」へのプレゼンスとしては、平成15年民事訴訟法改正による実質上の知財高裁制度の下で、訴訟手続の充実強化に向けた国の構想、予算などを国内外に宣伝した方が、国民も納得し、国際的にも日本の司法制度に対する信用を高めることにはなるのではないかと考えます。2) 知的財産権以外にも特殊性が認められる分野は多数存在します。他の裁判と分けて知的財産だけについて特殊な裁判所をもつことにはいかなる合理性があるのか、むしろ創設により司法制度全体の統一性が失われるおそれがあるのではないかと、という疑問に対して、政府として説明責任を果たす必要があると思えます。

3. 「法律上の知的財産高等裁判所」を創設する正当性は認められない。「法律上の知財高裁創設に当たっては以下のような憲法との抵触問題を検討する必要があると思われれます。1) 特定の類型の事件についてのみ管轄を有する「高等裁判所」である知財高裁は憲法の禁止する「特別裁判所」（憲法76条2項）に該当するのではないかと。（この点、知財高裁と家庭裁判所を同列に論じるのは疑問である。現在、合憲とされている家庭裁判所は「高等裁判所」ではなく、家庭裁判所の裁判に対する上訴は、通常の高等裁判所が審理している。また、家庭裁判所の創設には、行政官庁たる少年審判所が矯正院送致その他の強制的処分を行うことは、憲法の精神に違反するものであることから、最高裁を頂点とする裁判所組織に組み入れたという経緯がある。また、韓国の「特許法院」は、憲法裁判所の違憲判断に基づき、特許審判・審決の控訴審を行政から司法手続に移す目的で創設されたものであり、また侵害訴訟は管轄外である。なお、特別裁判所の禁止、行政機関による終審裁判の禁止（憲法76条2項）及び裁判官の独立（同条3項）さらに広く司法権の独立は、憲法32条「裁判を受ける権利」の内実でもあり、その実質的保障が求められるものである。）2) 創設論者が当初主張していた「全判事参加による大法院制度」を導入した場合、最高裁への上訴権が形骸化し、実質的に我が国の司法制度における三審制の機会保障を損なうことになるのではないかと。（「全判事参加による大法院制度」を導入した場合には、最高裁への上告が受け入れられる可能性は低くなることが予想されます。もとより、最終的な司法判断の統一は、最高裁の職務であり、この点は日本でもアメリカでも変わりません。フェスト事件の例を挙げるまでもなくアメリカでも最高裁判所で司法判断の統一を図っています。これを早期に統一することは、逆な考え方を締め出すことになり、かえって知的財産の保護に反するおそれがあります。）3) 当初主張された「技術裁判官の導入」は、法の支配に反するおそれがないかと（司法制度において知財訴訟のみについて特殊な取り扱いを認めて知財高裁を創設する場合には、同様に知財を特別分野として、法曹資格を有していない、技術裁判官の導入や、知財訴訟一般における弁理士単独代理制度の導入の基盤とすることが主張されることがあります。しかしながら、このような考え方は各国の司法制度においても認められていないものです。）

4. まとめ 以上のとおり、我が国司法制度において世界的に稀な法律上の知財高裁を創設する場合には、政策立案にあたり、後日の客観的評価に耐える必要性・合理性・正当性の検証を十分に行い、国民に対して説明責任を果たすことが必要であると思われれます。「知財立国」宣言や知財振興助成措置と、司法制度改革とは次元の異なる問題です。知財司法制度改革はその制度全体をみて構築されねばなりません。特に、知財紛争制度改革に関しては、かねてより内閣の司法制度改革推進本部「知的財産訴訟検討会」において侵害訴訟における無効の判断と無効審判の関係や知財高裁創設議論も含め、知財司法制度全般についての議論が継続しておりますし、知財ADRの活用促進のための基盤整備も求められております。政治的パフォーマンスとして「看板の掛け替え効果」を狙った「知的財産高等裁判所」を創設するよりも、統一的観点から、真に国民のニーズの存在が明確となっている政策項目から優先的かつ地道に実行していくべきであると考えます。その他、「法律上の知財高裁創設については、管轄及び地方在住者の司法アクセス障害に関しても、すでに各方面において指摘されているとおりの問題があると思えます。

知的財産の権利保護の基盤強化の為には、知的財産（IP）の紛争解決手段として裁判外紛争解決手段（ADR）の利用を活性化する為に次の事項を検討の上、実施されるべきである。1. IP紛争にかんするADR利用の法整備 1) 仲裁のIP紛争に関する適格性の明確化 2) 判定、裁定等の制度の民間ADR機関への移行 3) 職務発明における相当の対価の決定等に関するADRの利用 2. 国際的知的財産紛争処理機関の設立 3. 日本知的財産仲裁センターの財政的基盤の強化

理由

1. はじめに 今回貴調査会におきまして、知財高裁、審査の迅速化を検討されることになっておりますが、権利保護基盤の強化に関して、以下述べますように、ADRの充実が是非とも必要であると考えますので、貴調査会において検討頂きますようお願いいたします。

2. IP紛争解決手段としてのADRの重要性 IP紛争解決手段としてのADRの重要性は、司法制度改革に関連した報告書等で、次の様にその重要性が指摘されております。

1). 司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）では次の様に述べられている。“3 知的財産権関係事件への総合的な対応強化（1）知的財産権関係訴訟事件の審理期間をおおむね半減することを目標とし、以下の方策等を実施する。ア IIの第1の1及び2のとおり、民事裁判の充実・迅速化に関する方策等について、必要な対応を行う。イ 東京・大阪両地方裁判所の専門部を實質的に「特許裁判所」として機能させるため、特許権、実用新案権等に関する訴訟事件について東京・大阪両地方裁判所への専属管轄化を図ることとし、所要の法案を提出する（平成15年通常国会を予定）。（本部及び法務省）ウ IIIの第3の6のとおり、弁理士の特許権等の侵害訴訟における代理権の付与及び能力担保のための研修について、必要な対応を行う。エ IIIの第2及び第3の3のとおり、法曹の専門性の強化について、必要な対応を行う。（2）日本知的財産仲裁センターや特許庁（判定制度）等のADRを拡充・活性化するとともに、これと訴訟との連携を図ることとし、逐次、所要の措置を講ずる。（経済産業省及び関係府省）”

2). 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」では次の様に述べられている。“（5）裁判外紛争処理を充実する 知的財産に係る紛争処理手段の選択肢を幅広く提供する観点から、裁判外紛争処理（ADR）機関の機能強化・活性化を図るため、2004年度までに、日本弁護士連合会、日本弁理士会等の関係者間で、知的財産の評価や標準化に関する特許権等の判定や紛争処理など、利用の可能性のある分野について検討を行い、所要の措置を講ずるよう要請する。特許庁の判定制度とADR機関との適切な役割分担についても、司法制度改革におけるADRの在り方の検討を踏まえて、2005年度までに結論を得る。（法務省、経済産業省）”

3). 知財立国 100の提言（知財訴訟関連）においても“97 ADR機関の機能を強化する”との項目がある。

ところが司法制度改革推進本部の検討会では知的財産訴訟検討会では知的財産訴訟にかんする検討のみがなされており、ADRの検討はなされていない。また、ADRに関する検討会では、ADR一般についての検討がされているが、知的財産紛争との関係での検討は全くなされていない。僅かに、産業構造審議会知的財産政策部会の紛争処理小委員会の第5回（平成14年9月30日）において、判定制度との関係で民間ADRが次の様に議論されているのみである。“（判定のあり方について）・ADRについては、侵害の有無の判断を公的機関で行うことに意義がある。民間のADR機関ではどうしても中立性の点から信頼性が乏しい。民間ADRが利用されない原因はこの点にあり、現状では、その活性化は難しいと考える。・民間ADR機関の判断の信頼性を確保するため、侵害の有無、有効性の判断の部分については特許庁に委ねることが可能となる制度にすれば、民間ADR機関の利用が増えるのではないか。特許庁の有限な人的リソースは、本来業務である審査・審判に振り向けるべきではないか。・民間ADRが育たないことの一因として、判断の信頼性の他に判定の請求費用が安価過ぎることがある。民間ADRには財政的手当も必要。判定機能の拡大が困難であればむしろ判定制度を廃止して、裁判所の判断に委ねることとする方がユーザにとっては有益。（議事要旨より抜粋）”以上のように司法制度改革においてADRの活性化が必要であることが認識されているにも拘わらず、具体的な方策に関して、司法制度改革推進本部でも知財戦略本部でも検討されておりません。ADR検討会では、ADR一般に関して検討されていますが、IP紛争との関係での検討は全く十分な対応ができるとは思われません。また、企業のIP関係者からもIP紛争におけるADRの必要性が強調されています。例えば、その代表的な雑誌である知財管理では何度もこの点に関する意見が述べられています。専らADRに関して言及した“日本における将来の知的財産にかかる調停・仲裁制度に関する一考察”（63巻6号913頁）以外でも、“プロパテント時代における紛争対応のあり方”（50巻10号1527頁）において社会的インフラへの提言としてADRの整備の必要性が、“知的財産権に関する司法制度改革について”（62巻4号449頁）ADRの改善に関する意見が、“知的財産に関する司法制度改革についての具体的検討”（63巻7号1105頁）においても一刀両断的な裁判ではなくADRによる解決が適当なIP紛争の事案が多くあることが指摘されている。

ADRがIP紛争の解決にとり、専門性、秘密保持、迅速性、低廉性、柔軟性、国際事件に対する順応性等、その適切な紛争解決手段であることは既に広く認識されているところであります。知的財産紛争は、着実に増加しており、今後益々その傾向は強くなると考えられます。この様な紛争の多くはADRによる解決にてきていていると考えられます。また裁判所においても多くの事例は、判決ではなく和解で解決しており、これらの事例は適当なADR機関があれば裁判ではなくADRで解決できたものかもしれません。ADRによるIP紛争の解決の増加は、裁判所の負担を軽減し、より充実した裁判制度の確立に寄与することとなります。現に裁判先進国といわれている米国や英国では濫訴の防止手段としてのADRの有効利用が行われております。この様に知的財産権の権利保護の充実にADRの充実が欠くことのできない条件であり、このための具体的法制及びインフラの整備が急務であると考えられます。少なくとも以下のような点は速やかに検討の上実施されるべきと思われる。

1. 法制の整備 法制に関してはADR一般に関してはADR検討会で検討されていますが、IP紛争とADRに関しては格別の配慮はなされていないし、その予定も無いと理解しています。また知的財産訴訟検討会でも、訴訟制度を対象としており、ADRに関する検討予定はないとのことであり。

1) 適格性の明確化 工業所有権に関しては、公益性の観点から紛争解決手段としてのADRの適格性に関する疑問点があり、法律で適格性を確認することにより、ADRの普及につながります。例えば、米国特許法294条のような条項を特許法に規定することによりこの点を明確にする方法が考えられます。

2) 現在特許庁が権限を有する判定、裁定等の制度の移管 判定に関しては日本知的財産仲裁センター（「IPセンター」）に移管する方向で検討されましたが、資金的な問題がネックとなっています。即ち、1件5万円の費用ではIPセンターとしては資金的に判定を行うのは無理であります。資金問題さえ解決すればIPセンターとして判定を実施することは可能であります。裁定制度は存在するがほとんど利用されていない状態です。特許権数の増加（米国では「Patent Thicket」として問題となっている）に伴いその有効利用の為に裁定制度を活性化する必要があると思われる。

IPセンターでは独自の判定制度の実施を準備中であり、既に規則案の検討も最終段階にある。また現在知的財産の評価に関する研究会をおこなっており来年の3月までにはその研究結果がまとめる予定である。また、IPセンターでは知的財産の評価に関する研究会をおこなっており、IP評価に関する紛争解決機関としての役割を果たすべく準備している。この意味で裁定を実施する機関としての機能を有する。判定、裁定の権限を民間に移管することにより、特許庁はその本来的役割である審査に人的資源等を集中することができ充実した審査が可能となる。又、このことにより浮いた費用を民間ADR機関の財政的基盤の強化に充てることにより、民間活力の利用によりIP制度の充実がはかれる。3) 職務発明の相当の対価 現在職務発明における相当の対価をどのように決定すべきかに関して検討がなされているが、この種の紛争の解決手段として中立機関によるADRが最も公平・有効な解決手段であることは明らかであります。IPセンターがなした判断に関して法的効果を認める等の検討がなされるべきであります。

2. 国際知財紛争機関の設立 IPに関する紛争は国際性を有する事案が多く、インターネットの普及もあり国際的IP紛争の増加が予想される。しかしながら、国際的IP紛争を国内の裁判所で処理することは、IPの属地性、裁判管轄、判決の執行力、判断機関としての中立性欠如等の問題があり、裁判よりADRによる解決の方が適当であろう。このような機関としてWIPOの仲裁・調停センターがあり、ドメイン紛争に関しては多くの事例を取り扱っているが、IP紛争に関してはその事件数は極めて少なく、その理由の1つは国際的な案件のみを扱っているからと考えられます。ADR機関としては取り扱う件数が多くなればなるほどその信頼性が認知される。この意味で、国際知的紛争処理機関といつても国内国際の両事件を処理できる機関がのぞましいと思われる。3. 日本知的財産仲裁センターの財政的基盤の強化 既にIP紛争を取り扱うADR機関として日本知的財産仲裁センター（「IP」）が存在し、活動しています。IPセンターの活動に関して色々な問題点は存在しているものの、法律専門家と技術IP専門家を中心とするADR機関としての活動の基本的なコンセプトは正しいと考えられます。しかし、IPセンターには法人格がなく、その財政的支援は日本弁護士連合会と日本弁理士会からの補助金であり、財政的基盤が十分とはいえない。IPセンターの抱える財政的基盤の強化等の問題を検討し、IPセンターをIP紛争に特化したADR機関として、国内・国際IP紛争解決機関として育てることが、知財立国としての日本の地位を確立する意味から、知財高裁以上に重要且つ緊急な事項であると思われる。

81

全体的に知財高等裁判所の新設と、特許審査期間を限定し、審査の迅速化を促進する特許審査迅速化法の制定についてぜひ改革をしていただきたい。この2つは知的財産制度改革の中心・要ですので腰の入ったしっかりした表現で条文を記述していただきたい。バイオ業界は日進月歩です。審査請求から特許成立まで6年9年もかかっているのは次の研究の方向性を決定できかねます。認める/認めない、いずれにしても迅速な審査のための法的・予算的な整備ができるような法改正をお願いします。それにより、例えば仮に認められなかったとしても特許保持企業体との連携等によりその発明のコンセプトが生かされるわけであり、結局はさかのぼる訴訟や特許がらみのコストがかかかない分両方の利益になると思えます。

82	<p>(1)知的財産高等裁判所の創設 まず、私は知的財産高等裁判所の創設について大賛成です。理由は、今更言うまでもないことで、何を今ごろこんな議論をしているのかと云うのが率直な気持ちです。現在の日本の社会に住めば、技術者でない人でも技術の発達をもたらす恩恵を実感できる世の中になってきましたが、その現在の技術の先を行くのが発明であり、特許です。そして、そこで起こった係争を裁くのが司法ですが、あまりにも発達した技術に関して技術の知識が無いに等しい普通の裁判官では理解ができないが増えていますし、これからますます増えてくる筈です。技術の専門教育を受けた技術者でも自分の分野を離れると大変難解なことが多くなっているのが現状ですから、これは当たり前です。従って、知的財産にまつわる係争を裁くには知的財産を専門に扱う高等裁判所と専門的に訓練された理科系の裁判官の養成とが不可欠です。日本の外に目を向ければ、欧米はもとよりアジアの中ですら、既にそのような制度を持っている国が3カ国出ている訳です。こんな当たり前のことを国民の意見を求めてからどうこうする時間は無い筈です。一刻も早く創設し、且つ専門裁判官の養成制度も一緒に作るべきです。</p> <p>②特許審査迅速化法(仮称)の制定 まず最初に、私は速やかに本法案が成立することに賛成です。日本の特許審査が遅いと、非常に多くの場で云われ続けています。私の会社も審査請求後8年以上かかり成立した特許を持っています。その特許が戦略的に大事なものただけにその遅れによる損失は計り知れません。これから経済・技術の社会は、益々忙しくなってきます。諸外国との競争も激化してきます。特に中国の台頭が著しく、有人衛星を打ち上げ回収する技術も身につけた訳です。是非、国も本法律を至急成立させて、産業界で頑張っている技術者達を支援して下さい。</p>
----	---